

砥 部 町 議 会
令 和 5 年 第 1 回 定 例 会
会 議 録

令和5年第1回砥部町議会定例会（第1日）会議録

招 集 年 月 日	令和5年2月22日			
招 集 場 所	砥部町議会議事堂			
開 会	令和5年2月22日 午前9時30分 議長宣告			
出 席 議 員	1 番 高橋久美 2 番 日野恵司 3 番 木下敬二郎 4 番 原田公夫 5 番 柿本 正 6 番 東 勝一 7 番 佐々木公博 8 番 小西昌博 9 番 佐々木隆雄 10 番 松崎浩司 11 番 大平弘子 12 番 西岡利昌 13 番 山口元之 15 番 平岡文男 16 番 三谷喜好			
欠 席 議 員	なし			
地 方 自 治 法 第121条第1 項の規定に より説明の ため会議に 出席した者 の職氏名	町 長 佐川秀紀 副町長 岡田洋志 教育長 大江章吾 総務課長 門田敬三 企画政策課長 伊達定真 商工観光課長 高橋 桂 戸籍税務課長 古川雅志 保険健康課長 篠原万喜枝 介護福祉課長 堀潤一郎 子育て支援課長 田中弘樹 建設課長 門田 作 農林課長 池田晃一 生活環境課長 小中 学 上下水道課長 松田博之 会計管理者 富岡 修 広田支所長 町田忠彦 学校教育課長 田邊敏之 社会教育課長 山本勝彦			
本会議に職務のため出席した者の職氏名		議会事務局長 藤田泰宏 庶務係長 東山泰久		
会 議 録 署 名 議 員 の 指 名	議長は、会議録署名議員に次の2名を指名した。 1 番 高橋久美 2 番 日野恵司			
傍 聴 者	9人			

令和5年第1回砥部町議会定例会議事日程 第1日

・開 会

・開 議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 行政報告

日程第5 施政方針

日程第6 議案第5号 砥部町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

日程第7 議案第6号 砥部町個人情報保護審査会条例の制定について

日程第8 議案第7号 砥部町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部改正について

日程第9 議案第8号 砥部町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第10 議案第9号 砥部町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第11 議案第10号 砥部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第12 議案第11号 砥部町認定こども園条例の一部改正について

日程第13 議案第12号 砥部町子ども・子育て支援会議条例の一部改正について

- 日程第 14 議案第 13 号 砥部町放課後児童健全育成事業条例の一部改正について
- 日程第 15 議案第 14 号 砥部町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第 16 議案第 15 号 砥部町消防団条例の一部改正について
- 日程第 17 議案第 16 号 令和 4 年度砥部町一般会計補正予算（第 8 号）
- 日程第 18 議案第 17 号 令和 5 年度砥部町一般会計予算
- 日程第 19 議案第 18 号 令和 5 年度砥部町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第 20 議案第 19 号 令和 5 年度砥部町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 21 議案第 20 号 令和 5 年度砥部町介護保険事業特別会計予算
- 日程第 22 議案第 21 号 令和 5 年度砥部町とべの館特別会計予算
- 日程第 23 議案第 22 号 令和 5 年度砥部町とべ温泉特別会計予算
- 日程第 24 議案第 23 号 令和 5 年度砥部町下水道事業会計予算
- 日程第 25 議案第 24 号 令和 5 年度砥部町水道事業会計予算
- 日程第 26 発議第 1 号 砥部町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について

・散 会

令和5年第1回砥部町議会定例会

令和5年2月22日（水）

午前9時30分開会

○議長（三谷喜好） ただいまから、令和5年第1回砥部町議会定例会を開会いたします。町長から招集のご挨拶があります。佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 令和5年第1回定例会の開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。議員の皆様におかれましては、公私ともに何かとお忙しい中、本定例会にご出席を賜り、町政運営に関わる重要案件につきまして、ご審議を賜りますことに対し、厚くお礼を申し上げます。先日、愛媛マラソンが開催され、快晴の空の下、多くのランナーが春の伊予路を力走されました。本町からも多くの方が参加され、3年振りとなる大会の雰囲気を楽しみ、大いに楽しめたことと思います。愛媛マラソンをはじめ、多くのイベントに影響を与えてきた新型コロナウイルス感染症は5月8日をもって5類へ移行することが決まり、3月13日からは屋内でのマスク着用も個人判断となるなど、いよいよ、アフターコロナ時代の本格的なスタートが切られます。停滞している社会経済活動の回復に向け、我々も力強く走ってまいりたいというふうに考えております。さて、ロシアによるウクライナ侵攻は、明後日で丸1年を迎えます。当初の予想に反し、西側諸国の支援を受けたウクライナの善戦が報じられる一方、終結の見通しは立たず、更なる長期化は避けられない状況となっております。国際社会において、孤立を深めながら兵力を投入し続けるロシア、そのロシアへの過度な刺激を避けつつ武器供与を拡大する西側諸国、領土奪還を大義に徹底抗戦を叫ぶウクライナと、三者がさんすくみの状態となり、解決の道筋が見い出せない状況ですが、こうしている今も、ウクライナの国民は危険に晒され、犠牲者は増え続けております。核の脅威も高まる中、日本をはじめ国際社会があらゆる努力を惜しまず、一刻も早い終結に繋がるよう切に願っております。それでは、本定例会に提案させていただきます案件につきましてご説明をさせていただきます。まず、令和5年度の会計別当初予算の編成につきましては、一般会計が、前年度比2億708万5,000円の増で、総額86億678万1,000円となっております。特別会計の5会計につきましては、前年度比669万5,000円の増で、総額51億8,463万1,000円となっております。企業会計につきましては、前年度比1億2,811万5,000円の減で、総額16億1,279万6,000円となっております。これら当初予算に対する私の考えや重点施策につきましては、この後の施政方針において、申し述べさせていただきます。次に令和4年度の補正予算でございますが、一般会計が2,607万1,000円の増額補正となっております。そのほか、条例制定2件、条例改正9件、人権擁護委員の推薦に係る人事案件1件となっております。詳細につきましては、議案審議の場で説明をさせていただきますので、ご議決賜りますようお願い申し上げます、開会のご挨拶とさせていただきます。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（三谷喜好） これから本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、1番高橋久美議員、2番日野恵司議員を指名いたします。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第2 会期の決定

○議長（三谷喜好） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、去る2月15日開催の議会運営委員会において、本日から3月16日までの23日間としております。これにご異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三谷喜好） 異議なしと認めます。

よって会期は、本日から3月16日までの23日間と決定をいたしました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第3 諸般の報告

○議長（三谷喜好） 日程第3、諸般の報告を行います。まず、地方自治法第121条第1項の規定により、町長以下関係者の出席を求めましたので、ご報告を申し上げます。次に、監査委員より、1月末の例月現金出納検査について、良好であった旨の報告がありました。以上で、諸般の報告を終わります。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第4 行政報告

○議長（三谷喜好） 日程第4、行政報告を行います。本件について、主要な事項についての報告を求めます。岡田副町長。

○副町長（岡田洋志） 令和4年12月議会後からの行政報告を行います。お手元にお配りの行政報告をご覧ください。総務課。12月12日から2月6日までの落札の状況でございます。入札件数13件、設計総額9,668万2,000円、落札総額8,818万2,000円、落札率91.2%。詳細はご覧のとおりです。（2）1月4日に開催された年賀交歓会において、いきいきとべ大賞及び功労賞表彰を行い、世界大会における成績や町政、地域の振興・発展への尽力など、その功績が顕著な個人10人を表彰しました。受賞者及び功績の内容は、以下の表から2ページ上段の表のとおりでございます。2ページをお願いします。（3）12月22日から23日の大雪により、広田地域で約200戸の停電が発生しました。延べ110人の消防団をはじめ、町内土木事業者の協力のもと、倒木撤去や除雪作業を行いました。（4）12月26日から30日までの5日間、延べ346人の消防団員が火災予防啓発のため、夜間の特別警戒を行いました。

(5) 1月14日、陶街道ゆとり公園体育館で消防出初式を行いました。消防団員172人が参加し、功績のあった個人と団体に対し、表彰状の授与や感謝状の贈呈を行いました。商工観光課。(1) 新型コロナ感染症の長期化と物価高騰対策支援として、町内中小企業者等に砥部町版応援金5万円を給付しました。詳細はご覧のとおりです。(2) 新型コロナウイルス感染症の長期化と物価高騰対策支援として、商工会及び砥部焼協同組合が緊急的に実施する給付事業へ補助を行いました。詳細はご覧のとおりです。3ページをお願いします。保険健康課。2月10日時点の新型コロナワクチン接種実績です。第1回目から5回目までの接種人数、接種率等をご覧のとおりです。(2) 電気・ガス・食料品等の価格高騰対策支援として、町内の医療機関等に支援金を給付しました。詳細はご覧のとおりです。介護福祉課。(1) 電気・ガス・食料品等の価格高騰対策支援として、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯等に、1世帯当たり5万円の緊急支援給付金を支給しました。詳細はご覧のとおりです。(2) 電気・ガス・食料品等の価格高騰対策支援として、特に影響が大きい住民税非課税世帯等に、国の給付金に上乗せして、1世帯当たり1万5,000円の生活者支援給付金を支給しました。詳細はご覧のとおりです。(3) 電気・ガス・食料品等の価格高騰対策支援として、町内の高齢者福祉施設等に、緊急支援金を給付しました。詳細はご覧のとおりです。4ページをお願いします。子育て支援課。(1) 電気・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、住民税非課税世帯等の18歳以下の児童などを養育する父母等に、児童1人につき5万円の特別給付金を支給しました。詳細はご覧のとおりです。(2) 電気・ガス・食料品等価格高騰による負担増を踏まえ、18歳以下の児童などを養育する父母等に、児童1人につき1万5,000円の臨時特別給付金を支給しました。(3) 主要事業の進捗状況。JA えひめ中央宮内集荷場解体工事、進捗率50%、令和5年3月31日完成予定です。建設課。主要工事の進捗状況。農業用施設現年災害復旧事業、令和2年度からの事故繰越分、北川毛角谷水路災害復旧工事ほか1件、進捗率95%、令和5年3月20日完成予定。上下水道課。主要工事の進捗状況。公共下水道事業関係、面整備、高尾田区69工区、進捗率30%、令和5年6月30日完成予定。水道事業関係、第6・第7配水池送配水管布設替工事、5工区、進捗率95%、令和5年2月28日完成予定。5ページをお願いします。社会教育課。(1) 12月10日、文化会館において、人権のまちづくり集会を開催し、芝原生活文化研究所代表辻本一英氏による人権啓発講演のほか、砥部中学校による部落差別解消を目指す動画メッセージ受賞作品の上映などを行い、約250人が参加しました。(2) 1月8日、文化会館において、成人式を開催しました。新型コロナウイルス感染症対策のため、新成人168人と来賓のみの参加とし、式典後、砥部町出身のピアニスト細田真子氏によるピアノ公演を行いました。(3) 主要工事の進捗状況。文化会館・町立図書館空調設備更新工事、進捗率95%、令和5年3月31日完成予定でございます。以上で行政報告を終わります。

○議長（三谷喜好） 以上で、行政報告を終わります。


~~~~~

## 日程第5 施政方針

○議長（三谷喜好） 日程第5、施政方針を議題といたします。令和5年度施政方針について、説明を求めます。佐川町長。

○町長（佐川秀紀） それでは、本定例会にあたり、令和5年度の町政運営に係る私の基本的な考え方を申し延べ、砥部町議会をはじめ、町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。町長としての3期目の折り返しとなる年を迎えましたが、長引くコロナ禍をはじめ、世界情勢の変化による円安・物価高騰など国内外で大きな混乱が続いております。住民生活を維持するためには、これらの直面する課題に臨機に対応していくことはもちろんですが、持続可能なまちづくりを目指すにあたって次代を見据え、計画的に事業を実施していくことが重要です。今年度、本町では第2次総合計画の基本計画更新作業を終え、5年度からは新たに定めた後期基本計画の下、将来像である文化とところがふれあうまちの実現に取り組むこととなります。少子高齢化による社会構造の変化、多様化する行政ニーズ、頻発・激甚化する自然災害などの課題に加え、コロナ禍を機に急速に進むデジタル化への対応やSDGsの推進を盛り込み、分野毎の目標を達成すべく施策を展開してまいります。後期基本計画の初年度となる5年度は将来像実現に向けた次の4つの要素の下、各種事業を推進してまいります。まず1点目は、安らぎのまちづくりでございます。誰もが地域で幸せに暮らすことができるまちの実現に向け、障がい者、高齢者、介護保険事業に係る各種計画の更新とともに福祉施策の上位計画に位置付ける砥部町地域福祉計画を策定し、地域共生社会への包括的な支援体制を整備します。住民の健康寿命の延伸や医療・介護費用の適正化につきましては、健康づくり計画をはじめとする各種計画の一体的な改訂に着手し、策定委員会の開催、ニーズ調査による実態把握に努めるとともに、医療と介護の連携による地域ケアシステムの構築や高校生まで拡充した子ども医療費助成制度により疾病の早期発見と治療を促進し、保健対策の充実と住民負担の軽減に努めてまいります。また、防災・防犯に取り組み、安全で安心して暮らすことができるまちの実現に向けては、消防団施設の計画的な更新や女性消防団員の活動機会の創出に取り組み、消防組織の機能強化を図るとともに、新たな総合防災マップを活用した防災講座などの充実により地域における災害リスクを周知し、住民の自助意識の更なる高揚を図ってまいります。防犯面では、地域での防犯灯整備や警察をはじめ関係機関と連携した犯罪抑止に取り組むとともに、県条例の制定を受け、犯罪被害者等の支援を推進してまいります。2点目は、育みのまちづくりでございます。未来を担う子どもたちがたくましく健やかに育まれるまちの実現に向け、産後ケア事業や乳児家庭全戸訪問事業などを通じ、子育て家庭における課題やニーズの把握に努め、妊娠期から子育て期に渡る切れ目のない支援を推進します。女性の社会進出や核家族化の進行に伴い児童を取り巻く環境が変化する中、保護者や児童が安心して過ごせる場として児童館活動などを充実するとともに、放課後児童クラブにつきましては、通年の土曜日開所を実施します。これまで取り組んでまいりました民間事業所を含む未就学児童施設の再編は大詰めを迎え、誘致事業所の施設整備を支援し、

6年度当初の円滑な開園につなげることにより待機児童解消を図ります。学校教育につきましては、GIGAスクール構想の下、オンラインによる遠隔授業環境を整備し、多様な子どもたちを誰一人取り残すことのない学習支援体制を構築するとともに、時代の変化を踏まえトイレの洋式化に着手し、清潔で快適な生活環境を順次整備してまいります。また、身近な学びと交流による豊かな心が育まれるまちの実現に向け、小学生を対象に、郷土への愛着と誇りを醸成する砥部焼博士事業に取り組むこととし、今年度より実施しているとべの里冒険クラブとともに、魅力ある体験学習を通じて学びの主体性を高め、将来を担う人材の育成を推進します。学校・家庭・地域連携推進事業では、全小中学校へのコミュニティ・スクール制度導入を目指し、5年度は麻生小学校を研究校に指定し、地域とともにある学校の在り方について調査研究を行ってまいります。また、文化・スポーツ活動による感性が育まれるまちの実現に向けては、愛媛大学と連携した砥部焼の調査研究や町史編さん作業を通じ、文化の継承を図るとともに、町民の健康・体力・嗜好の変化など、ライフステージに応じた活動を支援し、オンラインでの施設予約システムの導入やスポーツ施設の充実を含め、多様なニーズへの対応と利便性の向上に努めてまいります。10月には、ねんりんピックの本大会も開催予定ですが、競技を通じた健康づくりはもとより、地域とのふれあいによる交流促進や町の魅力をPRする場としても位置付け、来町者の満足度を高めてまいります。3点目は、彩りのまちづくりでございます。多彩な地域資源を活かし、人や地域が潤うまちの実現に向け、ブランド力のある紅まどんなへの支援を拡充し、県内一の生産量を目指すほか、広田地域や七折地区における六次製品の市場競争力を高め、農業基盤の安定化を推進します。林業につきましては、森林環境譲与税を活用し、町が受託した森林の保育間伐を計画的に行い、適正な保全管理に努めるとともに、公共施設や住宅への県産材活用を支援し、需要拡大と林業振興を図ってまいります。商工業につきましては、商工会を通じた中小企業支援や東京アンテナショップ、周辺市町と連携した物産フェアによる販路拡大事業を継続するとともに、コロナ禍において、新たなオフィスの在り方として注目されるサテライトオフィスの誘致に取り組み、地域経済の活性化と雇用の創出を図ってまいります。誘致先には、松山南高砥部分校の空き教室を活用できるよう関係機関との協議を進めており、懸念されている同校の存続方針が示されれば、誘致企業とともに同校の魅力化を支援し、これからの時代に即応でき、地域の発展に寄与する人材の育成につなげてまいります。また、多くの人々が訪れる交流の活発なまちの実現に向けては、若手陶芸作家への支援や市内電車へのラッピング広告、顧客ニーズに応じた製品開発により、観光資源の核となる砥部焼の認知度向上と経営の安定化を図り、国内のみならず海外も見据えた需要拡大を推進してまいります。コロナとの共存が進む中、集客イベントも本格的に再開されており、砥部焼まつりをはじめとする既存事業とともに、県と連携したとべもりエリアでの集客事業に取り組み、賑わいの創出による交流人口の拡大を推進してまいります。4点目は、快適のまちづくりでございます。快適な住民生活を支える社会基盤の実現に向け、橋梁・道路施設、上下水道施設などの社会インフラにつきましては、計画的な施設整備と耐震改修による強靱化を図ってまいります。なお、水道事業健全化のた

め5年度より水道料金を改定いたしますが、引き続き効率的な経営努力を重ね、飲料水の安定供給に万全を期してまいります。公共交通につきましても、空白地域や不便地域の解消を図るため、のりあいタクシーの利用を促すとともに、広田地域においては新たに高校生への通学支援を行い、地域での定住と民間路線バスの利用を促進してまいります。また、豊かな自然と共に生きる環境整備の実現に向けましては、松山圏域でのごみ処理広域化体制の構築を進め、廃棄物の適正処理と再資源化による循環型社会の形成に努めるとともに、住宅用新エネルギー機器や浄化槽の設置補助を通じ、住民の環境保全意識の高揚を図ってまいります。最後に、人々の生活を支えるため、持続可能な行財政運営の実現に向けてでございますが、今年度策定する砥部町DX推進計画に基づき、マイナンバーカードの利活用、行政手続のオンライン化、キャッシュレス決済の導入など、本町におけるデジタル行政の確立を進めるとともに、後期基本計画に基づく施策を着実に展開するため、積極的な財源確保と事務の効率化により、強固な財政基盤の堅持に努めてまいります。以上、令和5年度の町政運営にあたりまして施政方針を申し上げましたが、分野毎の主要施策につきましては、先にお配りしている概要のとおりでございます。詳細につきましては、予算審議の場でご説明申し上げますので、よろしくお願いをいたします。令和の時代も5年目を迎えましたが、冒頭でも申し上げましたとおり、世界情勢は混沌とし、我々を取り巻く環境は厳しい状況が続いております。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の5類引き下げが決定し、社会は再び行動制限のない生活へと歩み始めており、新時代の過渡期にあつて、持続可能なまちづくりに向けた我々の挑戦は続いております。これからも私の政治理念である町民主役のまちづくりを貫き、職員とともに本町の発展に取り組んでまいりますので、町民の皆様、議員の皆様のご支援、ご協力を賜りますようお願いを申し上げ、令和5年度の施政方針とさせていただきます。

○議長（三谷喜好） 以上で、施政方針を終わります。

~~~~~

日程第6 議案第5号 砥部町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

（説明、質疑、総務産業建設常任委員会付託）

○議長（三谷喜好） 日程第6、議案第5号、砥部町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。門田総務課長。

○総務課長（門田敬三） 議案第5号についてご説明申し上げます。砥部町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について。砥部町個人情報の保護に関する法律施行条例を、次のように定める。令和5年2月22日提出、砥部町長佐川秀紀。3ページをお願いします。提案理由ですが、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、同法の施行に関し必要な事項を定めるため提案するものでございます。1ページにお戻りください。条例の概要をご説明いたします。初めに、本条例を制定する背景ですが、個人情報の保護に関する法律が改正され、地方公共団体毎に条例で定めていた個人情報の取扱いについて、改正後の法律に基づき、全国統一のルールにより取り扱うこととなるため、砥部町個人情報保護条例を廃止し、

法律の施行に必要な事項を定めるため、新たに砥部町個人情報の保護に関する法律施行条例を制定するものでございます。第1条では、条例の趣旨について定めています。第2条では、条例で使用する用語の定義を定めるとともに、本条例を適用する実施機関について定めています。第3条では、個人情報の利用状況等を記載した個人情報ファイルの保有、変更、廃止等に関する町長への通知について定めています。第4条では、個人情報の開示請求に係る手数料は無料とし、写しの作成及び送付に要する費用負担について定めています。第5条では、砥部町個人情報保護審査会への諮問について定めています。次のページをお願いします。第6条では、規則への委任について定めています。附則第1条では、この条例は令和5年4月1日から施行するとしています。また、第2条では、砥部町個人情報保護条例の廃止について定め、第3条及び第4条では、個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置について定めています。以上で説明を終わります。ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三谷喜好） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（三谷喜好） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第5号は、総務産業建設常任委員会に付託することにしたと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三谷喜好） 異議なしと認めます。

よって議案第5号は、総務産業建設常任委員会に付託することに決定をいたしました。

~~~~~

## 日程第7 議案第6号 砥部町個人情報保護審査会条例の制定について

（説明、質疑、総務産業建設常任委員会付託）

○議長（三谷喜好） 日程第7、議案第6号、砥部町個人情報保護審査会条例の制定についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。門田総務課長。

○総務課長（門田敬三） 議案第6号についてご説明申し上げます。砥部町個人情報保護審査会条例の制定について。砥部町個人情報保護審査会条例を、次のように定める。令和5年2月22日提出、砥部町長佐川秀紀。4ページをお願いします。提案理由ですが、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、砥部町個人情報保護審査会の設置等に関し必要な事項を定めるため提案するものでございます。1ページにお戻りください。条例の概要をご説明いたします。初めに、本条例は、砥部町個人情報保護審査会の設置等について規定している砥部町個人情報保護条例を廃止することに伴い、同審査会の設置に係る規定を条例で定め直す必要があるため、新たに砥部町個人情報保護審査会条例を制定するものでございます。第1条では、審査会の設置について定めています。第2条では、条例で使用する用語の定義について定めています。第3条では、審査請求に対する調査審議及び個人情報の保護に関する法律施行条例の改廃等に関する調査審議など、審査会の所掌事務について定めています。次のページをお願いします。第4条では、審査会は3人以内で構成し、委員の任期は2年とす

るなど、審査会の組織について定めています。第5条から次のページの第8条にかけては、審査会の運営や手続き等について定めています。第9条では、答申書の取扱いについて定めています。第10条では、規則への委任について定めています。附則第1項では、この条例は令和5年4月1日から施行するとしています。また、第2項において、従前の審査会委員の任期に関する経過措置について定めています。以上で説明を終わります。ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三谷喜好） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（三谷喜好） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第6号は、総務産業建設常任委員会に付託することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三谷喜好） 異議なしと認めます。

よって議案第6号は、総務産業建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

~~~~~

日程第8 議案第7号 砥部町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部改正について

（説明、質疑、総務産業建設常任委員会付託）

○議長（三谷喜好） 日程第8、議案第7号、砥部町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。門田総務課長。

○総務課長（門田敬三） 議案第7号についてご説明申し上げます。砥部町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部改正について。砥部町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例を、次のように定める。令和5年2月22日提出、砥部町長佐川秀紀。提案理由ですが、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うため提案するものでございます。それでは改正内容について、ご説明いたします。新旧対照表をお願いします。個人情報の保護に関する法律の改正により、砥部町個人情報保護条例を廃止することに伴い、第12条において個人情報の定義に引用している個人情報保護条例第2条第1号を、個人情報の保護に関する法律第2条第1項に改めます。議案書にお戻りください。附則ですが、この条例は令和5年4月1日から施行します。以上で説明を終わります。ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三谷喜好） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（三谷喜好） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第7号は、総務産業建設常任委員会に付託することにしたいと思

いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三谷喜好） 異議なしと認めます。

よって議案第7号は、総務産業建設常任委員会に付託することに決定をいたしました。

~~~~~

日程第9 議案第8号 砥部町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

（説明、質疑、厚生文教常任委員会付託）

○議長（三谷喜好） 日程第9、議案第8号、砥部町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。田中子育て支援課長。

○子育て支援課長（田中弘樹） それでは議案第8号について、ご説明申し上げます。砥部町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について。砥部町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を、次のように定める。令和5年2月22日提出、砥部町長佐川秀紀。3ページをお願いいたします。提案理由でございますが、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行うため提案するものでございます。それでは資料の新旧対照表をご覧ください。1ページでございます。第6条の次に第6条の2を追加します。2ページでは、第6条の3を追加しております。まず、第6条の2ですが、安全計画の策定等について定めており、事業所毎に設備の安全点検、職員・利用者等の安全に関する計画を策定し、同計画に従い必要な措置を講じなければならない旨を追加しております。次に、第6条の3では、事業者が自動車を運行する場合の利用者の所在確認について定めております。利用者の移動のために事業者が自動車を運行するときには、乗車及び降車の際に点呼等を行うなど、利用者の所在を確認しなければならない旨追加しております。続きまして、第12条のところですが、第12条の次に第12条の2を追加します。こちらは業務継続計画の策定等についてとなっております。事業所毎に感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するため、業務継続計画を策定して、必要な措置を講ずるよう努める旨追加しております。3ページに移ります。第13条第2項中ですが、衛生管理等としまして、必要な措置を講ずる職員に対し、感染症及び食中毒の予防及び蔓延の防止のための研修並びに感染症の予防及び蔓延の防止のための訓練を定期的の実施するとし、研修や訓練の実施に努めるよう改正いたします。議案書2ページにお戻りください。附則でございますが、この条例は令和5年4月1日から施行します。また、第2項といたしまして、条例第6条の2の第1項から第3項までの規定につきましては、令和6年3月31日まで努力義務とする経過措置を設けております。以上で説明終わります。ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三谷喜好） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（三谷喜好） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第8号は、厚生文教常任委員会に付託することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三谷喜好） 異議なしと認めます。

よって議案第8号は、厚生文教常任委員会に付託することに決定をいたしました。

~~~~~

日程第10 議案第9号 砥部町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

（説明、質疑、厚生文教常任委員会付託）

○議長（三谷喜好） 日程第10、議案第9号、砥部町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。田中子育て支援課長。

○子育て支援課長（田中弘樹） それでは議案第9号について、ご説明申し上げます。砥部町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について。砥部町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を、次のように定める。令和5年2月22日提出、砥部町長佐川秀紀。3ページをお願いします。提案理由でございますが、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、引用箇所を改正するため提案するものでございます。それでは新旧対照表の方をご覧いただきたいと思います。1ページです。第7条第1項中、次条第1項の次に第8条の3第2項を加えます。2ページ、3ページをご覧ください。第8条の次に第8条の2及び第8条の3を追加いたします。まず、第8条の2では、安全計画の策定等について定めており、家庭的保育事業所毎に事業所の設備の安全点検、職員・利用者等の安全に関する計画を策定し、同計画に従い必要な措置を講じなければならない旨を追加しております。また、第8条の3では、家庭的保育事業者は、事業所外での活動のため自動車を運行する場合は、点呼等の方法により乳幼児の所在を確認すること。同条第2項では、送迎を目的とした自動車運行に当たっては、乳幼児の乗車・降車、見落とし等を防止する装置を備え、乳幼児所在の確認を行わなければならない旨を定めております。4ページ、5ページに移ります。第11条中ですが、ときはの次に、その行う保育に支障がない限りを加え、同条のただし書を削ります。これは、保育所等の児童と保育の児童発達支援における支援、これを両方一体的に実施することができるようにするため改めるものでございます。続きまして第14条についてです。子どもの非行や過ちを正すために、親権者が身体的・精神的苦痛を加える懲戒権限について、その権限の濫用禁止規定を削除するものです。最後になりますが、第15条第2項中、必要な措置を講ずるを、職員に対し感染症及び食中毒の予防及び蔓延の防止のための研修並びに感染症の予防及び蔓

延のための訓練を定期的に実施するに改めます。それでは議案書の2ページにお戻りください。附則でございますが、この条例は令和5年4月1日から施行します。ただし、第14条の改正規定は公布の日から施行します。また、条例第8条の3第2項の規定の適用ですが、こちらについては令和6年3月31日まで経過措置を設けております。以上で説明を終わります。ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三谷喜好） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（三谷喜好） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第9号は、厚生文教常任委員会に付託することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三谷喜好） 異議なしと認めます。

よって議案第9号は、厚生文教常任委員会に付託することに決定をいたしました。

~~~~~

日程第11 議案第10号 砥部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について  
(説明、質疑、厚生文教常任委員会付託)

○議長（三谷喜好） 日程第11、議案第10号、砥部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。田中子育て支援課長。

○子育て支援課長（田中弘樹） それでは議案第10号について、ご説明申し上げます。砥部町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について。砥部町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を、次のように定める。令和5年2月22日提出、砥部町長佐川秀紀。2ページをお願いいたします。提案理由でございますが、子ども・子育て支援法及び学校教育法の改正に伴い、引用箇所を改正するため提案するものでございます。それでは資料の新旧対照表をご覧ください。子ども・子育て支援法第19条の改正では、第2項が削られ、同条が1項のみの条となることから、本条例全体において、同条の第1項を引用する規定は、項に言及しない形で改正をしております。また、6ページをご覧ください。第15条第1項第3号についてですが、こちらは幼稚園教育要領の第25条に、第2項及び第3項が新しく追加されましたので、例規中で同条を引用している箇所を、第25条第1項に改めることとしております。次に7ページをご覧ください。第26条についてですが、こちらは、子どもの非行や過ちを正すために、親権者が身体的・精神的苦痛を与える懲戒権限について、その濫用禁止規定の削除に伴い、同条を削除するものです。議案書2ページにお戻りください。附則でございますが、この条例は令和5年4月1日から施行します。ただし、第26条の改正規定は公布



の日から施行します。以上で説明を終わります。ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三谷喜好） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（三谷喜好） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第 10 号は、厚生文教常任委員会に付託することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三谷喜好） 異議なしと認めます。

よって議案第 10 号は、厚生文教常任委員会に付託することに決定をいたしました。

~~~~~

日程第 12 議案第 11 号 砥部町認定こども園条例の一部改正について
(説明、質疑、厚生文教常任委員会付託)

○議長（三谷喜好） 日程第 12、議案第 11 号、砥部町認定こども園条例の一部改正についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。田中子育て支援課長。

○子育て支援課長（田中弘樹） それでは議案第 11 号について、ご説明申し上げます。砥部町認定こども園条例の一部改正について。砥部町認定こども園条例の一部を改正する条例を、次のように定める。令和 5 年 2 月 22 日提出、砥部町長佐川秀紀。提案理由でございますが、子ども・子育て支援法の改正に伴い、引用箇所を改正するため提案するものでございます。それでは資料の新旧対照表をご覧ください。議案第 10 号も同様でございますが、子ども・子育て支援法第 19 条の改正で第 2 項が削られたことから、本例規中においても、全体において同条第 1 項を引用する規定については、項に言及しない形で改正をしております。議案書にお戻りください。附則でございますが、この条例は令和 5 年 4 月 1 日から施行します。以上で説明を終わります。ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三谷喜好） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（三谷喜好） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第 11 号は、厚生文教常任委員会に付託することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三谷喜好） 異議なしと認めます。

よって議案第 11 号は、厚生文教常任委員会に付託することに決定をいたしました。

~~~~~

日程第 13 議案第 12 号 砥部町子ども・子育て支援会議条例の一部改正について  
(説明、質疑、厚生文教常任委員会付託)

○議長（三谷喜好） 日程第 13、議案第 12 号、砥部町子ども・子育て支援会議条例の一部改正についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。田中子育て支援課長。

○子育て支援課長（田中弘樹） 議案第 12 号について、ご説明申し上げます。砥部町子ども・子育て支援会議条例の一部改正について。砥部町子ども・子育て支援会議条例の一部を改正する条例を、次のように定める。令和 5 年 2 月 22 日提出、砥部町長佐川秀紀。提案理由でございますが、子ども・子育て支援法の改正に伴い、所要の改正を行うため提案するものでございます。それでは資料の新旧対照表をご覧ください。第 1 条及び第 2 条中、第 77 条第 1 項を第 72 条第 1 項に改めます。これは、子ども・子育て支援法において、子ども・子育て会議について定めている第 72 条から 76 条が削られたため、第 77 条から第 87 条までが 5 条ずつ繰り上がったための改正となっております。議案書にお戻りください。附則でございますが、この条例は令和 5 年 4 月 1 日から施行します。以上で説明を終わります。ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三谷喜好） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（三谷喜好） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第 12 号は、厚生文教常任委員会に付託することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三谷喜好） 異議なしと認めます。

よって議案第 12 号は、厚生文教常任委員会に付託することに決定をいたしました。

~~~~~

日程第 14 議案第 13 号 砥部町放課後児童健全育成事業条例の一部改正について

（説明、質疑、厚生文教常任委員会付託）

○議長（三谷喜好） 日程第 14、議案第 13 号、砥部町放課後児童健全育成事業条例の一部改正についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。田中子育て支援課長。

○子育て支援課長（田中弘樹） それでは議案第 13 号について、ご説明申し上げます。砥部町放課後児童健全育成事業条例の一部改正について。砥部町放課後児童健全育成事業条例の一部を改正する条例を、次のように定める。令和 5 年 2 月 22 日提出、砥部町長佐川秀紀。2 ページをお願いします。提案理由でございますが、放課後児童健全育成事業について、土曜日保育を実施するため、所要の改正について提案するものでございます。それでは資料の新旧対照表をご覧ください。第 13 条で土曜日保育の実施について、第 14 条では土曜日保育の保育料について、新たに追加しております。土曜日保育の保育料は、1 か月に 1,200 円としております。議案書にお戻りください。附則でございますが、この条例は令和 5 年 4 月 1 日から施行します。以上で説明を終わります。ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三谷喜好） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。1

番高橋久美議員。

○1 番（高橋久美） 以前の定例会で私が要望しておりました、この土曜日の開設実現しましたことを喜ばしく思っております。ただその折に、人員の確保等ちょっと課題があるというふうにちょっと説明受けたと思うのですが、その辺りはどのようになっていますでしょうか。

○議長（三谷喜好） 田中子育て支援課長。

○子育て支援課長（田中弘樹） 高橋議員の質問にお答えします。人員確保、非常に難しいところではありますが、現在のところ何とか4月1日からいけるのではないかというふうに考えております。以上で高橋議員の質問の回答とさせていただきます。

○議長（三谷喜好） 他にございませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（三谷喜好） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第13号は、厚生文教常任委員会に付託することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三谷喜好） 異議なしと認めます。

よって議案第13号は、厚生文教常任委員会に付託することに決定をいたしました。

~~~~~

日程第15 議案第14号 砥部町国民健康保険条例の一部改正について  
（説明、質疑、厚生文教常任委員会付託）

○議長（三谷喜好） 日程第15、議案第14号、砥部町国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。篠原保険健康課長。

○保険健康課長（篠原万喜枝） 議案第14号について、ご説明申し上げます。お手元に議案書をお願いいたします。砥部町国民健康保険条例の一部改正について。砥部町国民健康保険条例の一部を改正する条例を、次のように定める。令和5年2月22日提出、砥部町長佐川秀紀。下段の提案理由でございますが、健康保険施行令、大正15年勅令第243号の改正に伴いまして、出産育児一時金の額を引き上げるために提案するものでございます。改正内容につきましては、添付資料の新旧対照表をご覧ください。第6条の2第1項中、現行40万8,000円を改正案48万8,000円に改めるものでございます。議案書にお戻りください。附則をご覧ください。この条例は、令和5年4月1日から施行するものでございます。この条例の施行の日前に出産した被保険者に係る砥部町国民健康保険条例第6条の2第1項の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例によることといたします。以上で説明を終わらせていただきます。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（三谷喜好） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（三谷喜好） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第 14 号は、厚生文教常任委員会に付託することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三谷喜好） 異議なしと認めます。

よって議案第 14 号は、厚生文教常任委員会に付託することに決定いたしました。

~~~~~

日程第 16 議案第 15 号 砥部町消防団条例の一部改正について

（説明、質疑、総務産業建設常任委員会付託）

○議長（三谷喜好） 日程第 16、議案第 15 号、砥部町消防団条例の一部改正についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。門田総務課長。

○総務課長（門田敬三） 議案第 15 号について、ご説明申し上げます。砥部町消防団条例の一部改正について。砥部町消防団条例の一部を改正する条例を、次のように定める。令和 5 年 2 月 22 日提出、砥部町長佐川秀紀。提案理由ですが、消防組織法に基づき、所要の改正を行うため提案するものでございます。改正内容についてご説明いたしますので、新旧対照表をお願いします。今回の改正は、消防組織法に基づき条文を整理するもので、第 3 条では、法律の規定に合わせ、消防団長の任命は消防団の推薦に基づき町長が任命するよう文言を追加します。定員について定めている第 4 条では、法律において、消防団の階級及び組織に関しては規則で定めることとされていることから、階級別人数の規定を削り、改正案のとおり改めます。議案書にお戻りください。附則ですが、この条例は公布の日から施行します。以上で説明を終わります。ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三谷喜好） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（三谷喜好） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第 15 号は、総務産業建設常任委員会に付託することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三谷喜好） 異議なしと認めます。

よって議案第 15 号は、総務産業建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

換気のため、ここでしばらく休憩をしたいと思います。再開は、午前 10 時 45 分としたいと思います。よろしくお願いします。以上。

午前 10 時 32 分 休憩

午前 10 時 45 分 再開

~~~~~

日程第 17 議案第 16 号 令和 4 年度砥部町一般会計補正予算（第 8 号）  
（説明、質疑、所管常任委員会付託）

○議長（三谷喜好） 再開いたします。日程第 17、議案第 16 号、令和 4 年度砥部町一般会計補正予算第 8 号を議題といたします。提案理由の説明を求めます。門田総務課長。

○総務課長（門田敬三） 一般会計補正予算について、ご説明申し上げます。補正予算書の 1 ページをお願いします。議案第 16 号、令和 4 年度砥部町一般会計補正予算第 8 号ですが、第 1 条では、今回の補正は 2,607 万 1,000 円を追加し、補正後の総額を 95 億 8,403 万 1,000 円としています。また、第 2 条では、繰越明許費の追加について定めています。令和 5 年 2 月 22 日提出、砥部町長佐川秀紀。3 ページをお願いします。歳出の主なものについて、ご説明申し上げます。3 款民生費は 3,415 万円増額します。障害福祉サービス等の給付に対し交付された国庫負担金の精算に伴う償還金 1,117 万 4,000 円の追加、私立認定こども園等の運営に対する町負担金 903 万 2,000 円の増額などです。4 款衛生費は 504 万 1,000 円増額します。新型コロナのワクチン接種事業に対し交付された国庫補助金の精算に伴う償還金 504 万 1,000 円の追加です。6 款農林水産業費は 1,276 万円減額します。森林整備のための間伐事業の縮小等に伴う委託料 2,419 万 6,000 円の減額、余剰となる森林環境譲与税の基金への積立金 886 万 7,000 円の追加などです。10 款教育費は 36 万円減額します。山村留学センターの手洗い自動水洗化工事の中止に伴う工事費 44 万円の減額などです。2 ページをお願いします。歳入です。財源として 10 款地方交付税を 3,588 万 4,000 円増額、14 款国庫支出金を 365 万円増額、15 款県支出金を 187 万 5,000 円増額、18 款繰入金を 1,662 万 6,000 円減額、20 款諸収入を 128 万 8,000 円増額します。4 ページをお願いします。繰越明許費補正です。表のとおり、宮内地区保育所誘致用地造成事業をはじめ、4 件の事業を 5 年度に繰越します。事業名、金額等は記載のとおりです。以上で説明を終わります。ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三谷喜好） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。  
[「質疑なし」の声あり]

○議長（三谷喜好） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第 16 号は、所管の常任委員会に付託することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。  
[「異議なし」の声あり]

○議長（三谷喜好） 異議なしと認めます。

よって議案第 16 号は、所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

~~~~~

日程第 18 議案第 17 号 令和 5 年度砥部町一般会計予算

日程第 19 議案第 18 号 令和 5 年度砥部町国民健康保険事業特別会計予算

- 日程第 20 議案第 19 号 令和 5 年度砥部町後期高齢者医療特別会計予算
日程第 21 議案第 20 号 令和 5 年度砥部町介護保険事業特別会計予算
日程第 22 議案第 21 号 令和 5 年度砥部町とべの館特別会計予算
日程第 23 議案第 22 号 令和 5 年度砥部町とべ温泉特別会計予算
日程第 24 議案第 23 号 令和 5 年度砥部町下水道事業会計予算
日程第 25 議案第 24 号 令和 5 年度砥部町水道事業会計予算

(説明、質疑、予算特別委員会付託)

○議長（三谷喜好） 日程第 18、議案第 17 号、令和 5 年度砥部町一般会計予算から、日程第 25、議案第 24 号、令和 5 年度砥部町水道事業会計予算までの 8 件を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。門田総務課長。

○総務課長（門田敬三） それでは令和 5 年度の当初予算につきまして、私からは議案第 17 号の一般会計から、議案第 22 号のとべ温泉特別会計まで説明させていただきます。初めに、一般会計予算書の 1 ページをお願いします。議案第 17 号、令和 5 年度砥部町一般会計予算ですが、第 1 条では、歳入歳出予算の総額を 86 億 678 万 1,000 円と定めています。また、第 2 条では債務負担行為について、第 3 条では地方債について、第 4 条では一時借入金について、第 5 条では歳出予算の流用について、それぞれ定めています。令和 5 年 2 月 22 日提出、砥部町長佐川秀紀。一般会計は、アフターコロナにおける地域経済の活性化と安心安全な住民生活の確保を最重点に推進するとともに、子育て支援の充実や DX の推進に要する予算などを計上したことにより、前年と比べ 2 億 708 万 5,000 円の増額となっています。主な予算は、幼稚園・保育所の施設再編事業費 3 億 8,847 万 8,000 円、子ども医療費助成事業費 8,609 万 7,000 円、新型コロナワクチン接種事業費 2,918 万円、学校トイレ洋式化事業費 1,254 万円、DX 推進関連事業費 2,650 万 6,000 円などです。6 ページをお願いします。債務負担行為です。表のとおり議員用タブレット端末借上料に対する債務負担をはじめ、8 件の債務負担を設定しています。債務負担の事項・期間及び限度額は記載のとおりです。7 ページをお願いします。地方債です。表のとおり令和 5 年度は公共事業等の 5,980 万円をはじめ、総額で 3 億 960 万円を予定しています。起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は記載のとおりです。一般会計は以上です。続きまして、特別会計の説明をさせていただきます。国保特別会計予算書の 1 ページをお願いします。議案第 18 号、令和 5 年度砥部町国民健康保険事業特別会計予算ですが、第 1 条では歳入歳出予算の総額を、事業勘定は 23 億 29 万 6,000 円、直営診療施設勘定は 5,743 万円と定めています。また、第 2 条では債務負担行為について、第 3 条では一時借入金について、第 4 条では歳出予算の流用について、それぞれ定めています。令和 5 年 2 月 22 日提出、砥部町長佐川秀紀。国民健康保険事業特別会計は、事業勘定では被保険者数の減に伴う保険給付費の減少などにより、前年と比べ 6,073 万 2,000 円の減額となっています。直営診療施設勘定では受電設備の更新工事などにより、前年と比べ 364 万 1,000 円の増額となっています。6 ページをお願いします。債務負担行為です。歯科診療業務委託料に対する債務負担の設定で、期間は令和 6 年度から 9 年度、限度額は 2,200 万円です。

す。続きまして、後期高齢者医療特別会計予算書の 1 ページをお願いします。議案第 19 号、令和 5 年度砥部町後期高齢者医療特別会計予算ですが、第 1 条では歳入歳出予算の総額を 3 億 2,717 万 1,000 円と定めています。令和 5 年 2 月 22 日提出、砥部町長佐川秀紀。後期高齢者医療特別会計は、市町負担割合の見直し等に伴う広域連合納付金の減少などにより、前年と比べ 1,067 万 6,000 円の減額となっています。続きまして、介護保険特別会計予算書の 1 ページをお願いします。議案第 20 号、令和 5 年度砥部町介護保険事業特別会計予算ですが、第 1 条では歳入歳出予算の総額を、保険事業勘定は 23 億 4,954 万 8,000 円、介護サービス事業勘定は 4,264 万 9,000 円と定めています。また、第 2 条では債務負担行為について、第 3 条では一時借入金について、第 4 条では歳出予算の流用について、それぞれ定めています。令和 5 年 2 月 22 日提出、砥部町長佐川秀紀。介護保険事業特別会計は、保険事業勘定では介護サービスの利用増に伴う保険給付費の増加などにより、前年と比べ 5,624 万 6,000 円の増額となっています。介護サービス事業勘定は、前年と比べ 15 万 2,000 円の減額で、前年度並みの予算となっています。6 ページをお願いします。債務負担行為です。表のとおり包括支援センター訪問者借上料に対する債務負担をはじめ、4 件の債務負担を設定しています。債務負担の事項・期間及び限度額は記載のとおりです。続きまして、とべの館特別会計予算書の 1 ページをお願いします。議案第 21 号、令和 5 年度砥部町とべの館特別会計予算ですが、第 1 条では歳入歳出予算の総額を 4,998 万 1,000 円と定めています。令和 5 年 2 月 22 日提出、砥部町長佐川秀紀。とべの館特別会計は、アフターコロナによる動物園来場者数の増加を見込み、前年と比べ 1,543 万 8,000 円の増額となっています。続きまして、とべ温泉特別会計予算書の 1 ページをお願いします。議案第 22 号、令和 5 年度砥部町とべ温泉特別会計予算ですが、第 1 条では歳入歳出予算の総額を 5,755 万 6,000 円と定めています。令和 5 年 2 月 22 日提出、砥部町長佐川秀紀。とべ温泉特別会計は、電気料金や燃料費の増加などにより、前年と比べ 293 万円の増額となっています。以上で、私からの説明を終わります。

○議長（三谷喜好） 松田上下水道課長。

○上下水道課長（松田博之） 引き続きまして、議案第 23 号・24 号について、ご説明申し上げます。初めに、議案第 23 号、令和 5 年度砥部町下水道事業会計予算について、ご説明申し上げます。砥部町下水道事業会計予算書の 1 ページをお開きください。第 1 条、令和 5 年度砥部町下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。第 2 条、業務の予定量は、次のとおりとする。第 3 条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。収入を 4 億 6,901 万 6,000 円とし、支出を 4 億 5,500 万 7,000 円とするものでございます。第 4 条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。収入を 2 億 9,621 万 5,000 円とし、支出を 4 億 5,254 万 2,000 円とするものでございます。なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1 億 5,632 万 7,000 円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額 1,585 万 7,000 円及び過年度分損益勘定留保資金 1 億 4,047 万円で補填するものでございます。2 ページをお願いいたします。第 5 条、債務負担行為にすることができる事項・期間及び限度額は、次のとおりと定める。農業集落排水設備維持管理業務に関する債務負担でござ

います。期間は令和5年度から令和7年度まで、限度額は1,312万2,000円でございます。第6条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。起債の目的は、公共下水道整備事業でございます。限度額は1億5,560万円で、起債の方法、利率、償還の方法は、一般会計と同様でございます。第7条、一時借入金の限度額は5億円としております。第8条、予定支出の各項の経費の金額の流用について定めております。第9条、議会の議決を得なければ流用できない経費は、職員給与費で6,778万1,000円としております。第10条、他会計からの補助金で、下水道事業助成のため一般会計からこの会計へ助成を受ける金額は1億6,349万5,000円といたしました。令和5年2月22日提出、砥部町長佐川秀紀。以上で議案第23号の説明を終わります。続きまして、議案第24号、令和5年度砥部町水道事業会計予算について、ご説明申し上げます。砥部町水道事業会計予算書の1ページをお開きください。第1条、令和5年度砥部町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。第2条、業務の予定量は、次のとおりとする。第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。収入を3億6,693万4,000円とし、支出を3億4,615万1,000円とするものでございます。第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定めます。収入を1億7,470万円とし、支出を3億5,909万6,000円とするものでございます。なお、資本的収入が資本的支出額に対し不足する額1億8,439万6,000円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,247万7,000円と過年度分損益勘定留保資金1億7,191万9,000円で補填するものでございます。2ページをお願いいたします。第5条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。起債の目的は、水道施設改築更新事業でございます。限度額は1億2,800万円で、起債の方法、利率、償還の方法は、一般会計と同様でございます。第6条、一時借入金の限度額は2億円と定めております。第7条、予定支出の各項の経費の金額の流用について定めております。第8条、議会の議決を得なければ流用できない経費は、職員給与費で3,840万5,000円としております。第9条、棚卸資産購入限度額は1,000万円としました。令和5年2月22日提出、砥部町長佐川秀紀。以上で、議案第17号から議案第24号の説明を終わります。ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（三谷喜好） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（三谷喜好） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第17号から議案第24号までの令和5年度当初予算8件については、15人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三谷喜好） 異議なしと認めます。

よって議案第17号から議案第24号までの令和5年度当初予算8件については、15人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま設置しました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第4項の規定により、お手元に配付した名簿のとおり指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三谷喜好） 異議なしと認めます。

よって予算特別委員会の委員は、お手元に配付の名簿のとおり選任することで決定いたしました。

ここでしばらく休憩いたします。休憩時間を利用して、予算特別委員会を開催し、正副委員長の互選を行ってください。

午前 11 時 4 分 休憩

午前 11 時 5 分 再開

○議長（三谷喜好） 再開いたします。予算特別委員会正副委員長の互選結果が議長の手元にまいりましたので、報告いたします。予算特別委員会委員長には柿本正議員、副委員長に山口元之議員が互選されましたので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。各常任委員会及び予算特別委員会に付託しました議案の審査報告については、3月16日の本会議にてお願いをいたします。

~~~~~

#### 日程第26 発議第1号 砥部町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について

##### （説明、質疑）

○議長（三谷喜好） 日程第26、発議第1号、砥部町議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。西岡利昌議員。

○12番（西岡利昌） 発議第1号、砥部町議会の個人情報保護に関する条例の制定について。砥部町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により、提出いたします。令和5年2月22日提出、砥部町議会議長三谷喜好様。提出者、西岡利昌。賛成者、原田公夫、平岡文男、山口元之、大平弘子、東勝一。提案理由でございますが、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、議会における個人情報の取扱いについて、自律的な措置を講ずるため提案するものでございます。なお、条例案につきましては、お手元に配付いたしましたとおりでございます。以上、議員各位のご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三谷喜好） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（三谷喜好） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。発議第1号は、3月16日の本会議で討論及び採決をすることにしたい  
と思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（三谷喜好） 異議なしと認めます。

よって発議第1号は、3月16日の本会議で討論及び採決することに決定いたしました。

以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。本日はこれにて散会いたします。

午前11時10分 散会

## 令和 5 年第 1 回砥部町議会定例会（第 2 日）会議録

|                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |                          |  |
|--------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|--|
| 招 集 年 月 日                            | 令和5年3月2日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                          |  |
| 招 集 場 所                              | 砥部町議会議事堂                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                          |  |
| 開 会                                  | 令和5年3月2日 午前9時30分 議長宣告                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                          |  |
| 出 席 議 員                              | 1 番 高橋久美                      2 番 日野恵司                      3 番 木下敬二郎<br>4 番 原田公夫                      5 番 柿本 正                      6 番 東 勝一<br>7 番 佐々木公博                      8 番 小西昌博                      9 番 佐々木隆雄<br>10 番 松崎浩司                      11 番 大平弘子                      12 番 西岡利昌<br>13 番 山口元之                      15 番 平岡文男                      16 番 三谷喜好                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                          |  |
| 欠 席 議 員                              | なし                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                          |  |
| 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名 | 町 長                      佐川秀紀                      副町長                      岡田洋志<br>教育長                      大江章吾                      総務課長                      門田敬三<br>企画政策課長                      伊達定真                      商工観光課長                      高橋 桂<br>戸籍税務課長                      古川雅志                      保険健康課長                      篠原万喜枝<br>介護福祉課長                      堀潤一郎                      子育て支援課長                      田中弘樹<br>建設課長                      門田 作                      農林課長                      池田晃一<br>生活環境課長                      小中 学                      上下水道課長                      松田博之<br>会計管理者                      富岡 修                      広田支所長                      町田忠彦<br>学校教育課長                      田邊敏之                      社会教育課長                      山本勝彦 |                          |  |
| 本会議に職務のため出席した者の職氏名                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 議会事務局長 藤田泰宏<br>庶務係長 東山泰久 |  |
| 傍 聴 者                                | 2人                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                          |  |

令和 5 年第 1 回砥部町議会定例会議事日程 第 2 日

・開 議

日程第 1 一般質問

・散 会

令和5年第1回砥部町議会定例会

令和5年3月2日（木）

午前9時30分開議

○議長（三谷喜好） ただいまから、本日の会議を開きます。

~~~~~

日程第1 一般質問

○議長（三谷喜好） 日程第1、一般質問を行います。質問は一問一答とし、質問時間は35分以内に制限しておりますので、要点を簡潔に、要領よくまとめて、質問されますよう、議員各位のご協力をお願いいたします。また、理事者におかれましては、議員の質問に対する確認等がございましたら、先にその旨を告げ、議長の許可を受けてから発言をしてください。それでは、質問を許します。9番佐々木隆雄議員。

○9番（佐々木隆雄） 9番佐々木隆雄です。昨年の3月定例議会で、ロシアによるウクライナ侵攻に対して、この砥部町議会で非難決議を上げました。今年2月の国連の緊急特別会合では、多くの国が、ロシアの行為は、主権の尊重や領土保全を明記した国連憲章に違反すると非難し、ウクライナ領土からロシア軍を直ちに無条件で撤退させるよう求めました。こういった国際世論を無視して攻撃を止めないといったことに対して、私は非常に腹立たしく、また、残念な気持ちを持っております。質問の前に、そういったことを、まず表明させていただきます。昨年は、皆様のご協力も得て、いち早く決議を出したわけですが、1年経ってもこんな状況だということを、改めて痛感しております。さて、国会では、2023年度予算が審議されております。敵基地攻撃能力の保有を宣言した安保3文書に基づいて、5年間で43兆円もの空前の大軍拡を進める初年度の予算です。一般会計総額は、114兆3,812億円と過去最大です。軍事費は前年度比1兆4,214億円増えて、6兆8,219億円と異常な突出ぶりを見せております。米国製の長距離巡航ミサイル・トマホーク400発、これは単価は明らかにされてないようですが、そういった購入も見込まれているようです。こういったことに、税金を投入していいんかというような疑問も持っております。43兆円の財源は増税をするのか、国債の発行なのか。あとは、福祉や社会保障費、教育関係などを削るというふうなことになるんじゃないでしょうか。そういった背景の中で、今回提案されております本年度の予算について、今まで以上にしっかりとチェックをしないといけないなというふうな思いを持っております。本題に入ります。町の将来像、文化と心がふれあうまち、これを実現するため、第2次砥部町総合計画後期基本計画の初年度実施が、町長より示されました。砥部分校存続運動などもあり、例年以上に砥部町が広く紹介され、町内外から注目されたと思います。砥部町がもっともっといい意味で、いろんなところで話題になるように、私は今年のまちづくりに関して、以下4点の質問を準備いたしました。まず1点目は、防犯意識の高い地域づくりを目指しましょう。最近、連日のように特殊詐欺事件に関するニュースが大きく取り上

げられておりますが、町民が被害に遭わないよう、従来からの啓発や防止の呼びかけに加えて、町、住民、警察、民間団体などが協力した防犯意識の高い地域づくりの取組が必要ではないでしょうか。例えば、町民から我が家の防犯対策、そういったものについて聞き取るような活動も、町民の意識を高めることにはつながるのではないのでしょうか。そういうふうに考えます。防犯意識の高い地域づくりについて、町長のご所見をお伺いいたします。2点目は、県立医療技術大学との連携協定について、お尋ねいたします。2020年3月、県立医療技術大学と砥部町が、教育や医療、公衆衛生の向上、地域交流、防災、安全安心のまちづくりなどの分野において、地域課題の解決に向けた連携協力協定が締結されました。この協定は、医療技術大学が有する保健や医療に関する高度な専門知識と技術などの強みを生かして、本町の将来像である、文化と心がふれあうまちを実現するため、大学とともに取り組むものですが、これまでどのような取組や成果があったのでしょうか。また、アフターコロナにおける安心安全な住民生活の確保や経済活動の活性化に向けて、この協定が今後どのように活用されるのでしょうか。町長のご所見をお伺いいたします。3点目に移ります。ちびっこ列車をゆとり公園に移動してはどうかという提案でございます。道の駅ひろた峡の館で管理している、ちびっこ列車がほとんど運行できていないと思われまふ。以前にも質問いたしましたが、有効に活用して、多くの人が訪れる交流の活発なまちの実現に役立てるため、ゆとり公園敷地内に移設してはいかがでしょうか。町長のご所見をお伺いいたします。4点目、古本交換市の開催の提案でございます。SDGsの取組の一環として、ボランティアによる古本交換市の開催を検討できないでしょうか。家庭で読まなくなったり、不用になって処分する本を持ち寄り、その場で他の本と交換して有効活用する、そういった取組です。町長のご所見をお伺いいたします。以上4点です。よろしくお願いいたします。

○議長（三谷喜好） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 佐々木隆雄議員のご質問にお答えします。初めに、防犯意識の高い地域づくりについてのご質問ですが、対面することなく不特定多数の者から現金をだまし取る特殊詐欺事件は、その性質から地方においても多発しており、誰もが被害者となりうる犯罪です。そのため、松山南署管内で発生した詐欺事件等につきましては、その都度、防災行政無線により周知を図るとともに、消費生活相談員の配置や学校・地域での消費者教育、広報誌での特殊詐欺対策の連載など、被害の未然防止に向け、日頃から防犯意識の向上に努めているところでございます。また、関係機関による防犯対策組織としては、松山南地区防犯協会があり、同会砥部支部には防犯相談所長を兼務する全区長も参画され、連携を深めているところでございます。今後も身近な存在である区長さんと連携し、集会所単位での講習会を開催するとともに、防犯グッズの配布やSNSを活用した情報発信を通じ、防犯意識の高い地域づくりに取り組んでまいります。次に、県立医療技術大学との連携協定の活用についてのご質問ですが、県立医療技術大学とは昭和63年の開学以降、保育所や保健センターにおいて学生の実地研修を受け入れるとともに、先生方には町総合計画等審議会や健康づくり計画策定委員会など各種審議会等の委員として専門的知見から助言をいただき、専門分野における

連携を図ってまいりました。また、地域の小学生が大学構内を探検する校外学習や小中学生を対象とした思春期教室の実施などを通じ、大学と地域住民が密接に関わり、地域の活性化にもつながっているところでございます。そのような中、相互の連携をさらに強化し、より一層の地域発展に資するため、令和2年3月に連携協定を締結いたしました。コロナ禍においてイベントや事業が中止となる中、新たな取組として、学生の協力の下、選挙の期日前投票所の立会人やスーパーでの選挙啓発活動に参画していただき、選挙の普及啓発に寄与していただいたところでございます。アフターコロナへの対応も然り、急速に変化する社会情勢への対応、多様化高度化する地域課題に、迅速かつ適切に対応するため、今後とも県立医療技術大学との連携は重要性が増してまいりますので、さらに連携を強化し、活力ある地域社会の形成及び発展につなげてまいりたいと考えております。次に、ちびっこ列車のゆとり公園への移設についてのご質問ですが、ちびっこ列車につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、現在運行を休止しております。休止中に行った点検において、枕木の腐食や電気関係などの老朽化により、再開に必要な最低限の修繕費が約200万円と見込まれており、現在対応を検討しているところです。耐用年数や移設に係る整備費用を考慮した場合、ゆとり公園への移設は難しく、峡の館での再開自体についても慎重な検討が必要と考えておりますので、ご理解いただければと思います。最後に、古本交換市の開催についてのご質問ですが、類似する事業として、町立図書館において、寄贈のあった図書や除籍した図書の無償譲渡を行っており、住民の読書活動を推進しております。紙ごみの再資源化の観点では、本町は収集した紙ごみを全量売却し、年間で約330万円の収入を得ており、うち古本に当たる書籍や雑誌等が約120万円となるなど、資源リサイクルや町の収益からは貴重な資源と言えます。佐々木隆雄議員ご提案の古本交換市の開催につきましては、町として実施する予定はございませんが、ボランティア団体が主体的に開催を検討されるのであれば、開催場所の確保など、必要な支援を行ってまいりたいと考えております。なお、SDGsの取組の一環として、美化センターでは、廃棄物として排出されたもののうち、再使用可能なものを希望者に譲る廃棄物リサイクル事業を3月に初めて開催することとしております。センターに直接持ち込まれる古本は状態が良いものもあることから、今後の取組として、書籍譲渡コーナーを新設することは可能と考えておりますので、検討をしてまいりたいというふうに思っております。以上で、佐々木隆雄議員のご質問の答弁とさせていただきます。

○議長（三谷喜好） 9番佐々木隆雄議員。

○9番（佐々木隆雄） まず1点目の防犯意識の関係のところでございますが、これをやらなくなるといふようなことは当然言えないと思うんですけども、私のやっぱり言いたいところの基本的なところは、極力、わあ砥部町って防犯意識が高いなっていうふうなのが周りに見えるようなことが、やっぱり大事じゃないかなというふうに考えます。例えば、町の補導委員会では、当番制ではありますが、ずっと、夜、街頭補導というのを他の機関もやっておりますが、一緒にやってですね、結構周りからも砥部町はなかなかよくそういう取組をやってるなというふうなお声もいただいております。そういうふうな状況を作っていければ

いいかなというふうな気持ちを持っております。例えば、皆さんも経験あるんじゃないかと思うんですけども、携帯の中に、荷物をお届けに参りましたが、不在でしたので持ち帰ります、連絡ください。ところが、変な番号やら文字があって、どこの運送会社かも分かんないというふうなのが、実は私にもつい最近届きました。それからテレビで見えておりましたら、これ実際の声を報道しておりましたが、独居なのか他に家族がいるのかを上手に聞き出して、家族の方他に居りますかっていうふうに言ったときに、旦那さんが、はい変わりましたと言った途端に電話が切れたと。これ実際のものでんですけども、生の声で報道されたのも見ました。今日も、愛媛新聞にも似たような報道があったと思います。いろんな形で根掘り葉掘り個人の情報を聞き出そうとしているような、そんなものが本当にたくさん報道されております。それから、松山保護監察所の抱えている事案で、ある問題行動を起こした少年を指導・補導してるときにですね、その少年が、俺は友達が1,000人おるんだぞというふうなことを言ったそうなんです。監察官がよくよく聞いてみると、いわゆるSNS上でつながっているのが、みんな友達だと。顔が全然分からなくても、今の若い人はそういう感覚を持ってるんですよというふうなことで、私たちのような高齢者には理解できんでしょうが、今の若者はそんな状況でもあるんですよというふうなことを、ぜひ知っておいてくださいというふうなお話もお伺いいたしました。非常にそういう、だんだんと難しくなる世の中なんですけども、今の町長の答弁にありましたようなことも含めて、地域でみんなで防災意識を高めていく取組は必要だと思います。お金の掛かるものもあろうかと思います。高齢者講習を受ける中では、留守番電話と言いますか、この電話は録音しますだとかいうふうなことを放送すると、そこで電話が切れてしまって、あと繋がらないというふうなことなんかも紹介もされておりましたが、いろんなそういう情報も含めて、また、町の方で資金協力ができる部分については、やっていただきたいというふうに思います。2点目の医療技術大学との関係では、たくさんの方の取組をしていることを紹介していただきました。一生懸命やっていたいということも分かりました。その中でですね、保育所や保健センターでの学生さんに実地研修を受け入れているというふうな、今報告ありましたんですが、他に町の側からではなくて、大学側や先生、あるいは生徒さんの方から、町に対して、何かこう具体的な要望とかいうのは出されてないでしょうか。いかがでしょう。

○議長（三谷喜好） 伊達企画政策課長。

○企画政策課長（伊達定真） 佐々木隆雄議員さんのご質問にお答えをいたします。大学側の方からでは、学生たちが作ってる広報紙とかですね、そういう大学の取組っていうものを、広く町民の方にも知っていただきたいというふうなことで、広報の配布ですとか一緒に配布をしていただけないかというふうな形での協力依頼とか、そういう形もきております。以上で、答弁とさせていただきます。

○議長（三谷喜好） 9番佐々木隆雄議員。

○9番（佐々木隆雄） 町内にある唯一の大学ですし、学生さんの数は少なく、いわゆる小規模なところではあるんですが、いろいろと交流をさらに強めていければと思います。コ

ロナの関係があらうかと思うんですが、大学祭なんかが多分催されると思うんですけども、町の方にも、そういう案内もいただいて、町民もたくさん行けるような、そんな状況ってのは難しいんでしょうか。

○議長（三谷喜好） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 私どもにも毎回案内がございます。それで、コロナの関係でここ2～3年中止になっておりましたけれども、地域の住民の方も自由に参加できるというふうに考えております。

○議長（三谷喜好） 9番佐々木隆雄議員。

○9番（佐々木隆雄） 特に、もう私のような高齢者になりますと、なかなか若い方との接する場面なんかも無いもんですから、ぜひそういう大学祭なんかにも参加もさせていただいて、若い人の声もお聞きし、また先ほど申しましたですね、町に対して要望とかあれば聞いていきたいと思います。これからも、この協定については、有効な活用を進めていただきたいと思います。3点目のちびっこ列車の方に移ります。なかなか3回ほど取り上げておまして、十分な回答がいただけなくて、いよいよどうも有効活用がなかなか難しそうだというふうなことで、非常に残念には思います。現状では、ゆとり公園の移設についても難しいということではあるんですが、道の駅での活用についても非常に難しそうだというふうなことで、これは仮定の話なんですけども、処分をしないといけないというふうになった場合には、その処分方法等については、どういうふうなお考えなんでしょうか。

○議長（三谷喜好） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） ただいまの質問ですけど、処分というのはもう廃棄するか、どっかへ譲渡するかという、どちらかが分かりませんので答えようがないんですが、どちらでしょう。

○議長（三谷喜好） 佐々木議員、どちらでしょうか。

○9番（佐々木隆雄） 仮にですね、処分しようということになった場合に、SDGs じゃないですけども、何て言うんですかね、他に買取手がないかどうかを公募するとかですね、ただし、こんなマイナス点がありますよという、もう中身をはっきりした上で、それでも買ってくる場所がないでしょうかというふうな意味合いでございます。

○議長（三谷喜好） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） その時点では十分検討をさせていただきますが、恐らく買い手は無いというふうに思っておりますが、ただ皆さんご存じかどうか分かりませんが、えひめこどもの城の中の立派な電車があったんですけども、今現在廃棄しておりますけれども、それはある施設の方がもらい受けて活用しておるというふうな例がありますので。ただ、あのちびっこ列車を見たことある人がおいでたら分かりますけれども、本当に小さくて、なかなかもう新しくするのであれば、もう新しくした方がいいということで、ちびっこ列車の必要性をどう考えるかという問題ではありますけれども、なかなかあれを再利用するのは、もう難しいかなという個人的にはそう思っております。十分検討はします。

○議長（三谷喜好） 9番佐々木隆雄議員。

○9番（佐々木隆雄） 私も孫を連れて、広田の方で乗ったことはありますが、本当に小っちゃいんで、びっくりしたことを思い出しましたが、せっかくあるもんですからね、より有効に使えればというふうに思ったんですが、あとどうこうについてはお任せしたいなと思います。4点目の古本交換市の関係ですが、図書館での古本市は、私も毎年たくさん利用させていただいて、持って帰っては読み、それをまた処分に出したりだとかいうふうなことをやっております。伊予市ですすね、いよ本プロジェクトという、これは全くのボランティアの組織のようなんですか、そこが何回かやっております。先日、たまたまちょうどそれやっているとところに行きまして、見せていただいて、基本的には、自分が5冊持っていれば5冊持って行って、それから5冊交換でもらって帰るのがベースなんですけども、もちろんお金を出して買うこともできるようなんですけども、様子を見てましたら、この方はいわゆるもうお馴染みさんだなというふうなことで、売手・買手がそこでいろんな交流しながら、具体的に何とかという作者の名前を出して、あの人の今回は無いねとか、また次見とくわねとかね、そんな話もしながら、非常にこういう雰囲気やなと思って見て帰りました。ここの、いよ本プロジェクトは、手づくり交流市場・町家、伊予駅のすぐ隣にある施設なんですけども、あそこをメインにしているようなんですけども、上野地区の公民館にも場所を移動してやったりだとか、現在2か所でやっているようなんですけども、そんな取組をやっております。ぜひ案内、そういうことをやるような団体の募集なりをね、かけていただいて、町民の中から協力を得られるような形で。これは町の方でね、やるつもりはないですよというお答えですが、それはもう私も十分承知しております。ボランティアでの運営で、そういうことができればいいんじゃないかなというふうに思いますので、ぜひそういう呼びかけをやっていただければと思います。あと、美化センターでの廃棄物リサイクルの事業については、早速広報のところで見ました。これは、非常にいい取組だと思います。多くの方に知ってもらい、そしてまたこういうことが継続できるように期待もしていきたいと思います。以上、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（三谷喜好） 佐々木議員の質問を終わります。3番木下敬二郎議員。

○3番（木下敬二郎） 皆様、改めましておはようございます。議席番号3番木下敬二郎でございます。本日は、定例議会の大変貴重な時間の中、議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただくことになり、誠にありがとうございます。質問事項は2項目ございます。1つ目は防災公園へ防災施設の設営を、二つ目は巨大地震等災害時における廃棄物仮置場の指定場所をについてであります。早速ですが、一つ目の防災公園へ防災施設の設営をについて質問をさせていただきます。政府の地震調査委員会は、東海から西南日本広域での被害が懸念されている南海トラフ地震において、マグニチュード8ないし9クラスの地震が20年以内に60%の確率で発生し、神奈川県西部から鹿児島県にかけての広い範囲で、激しい揺れと津波による被害が起こる可能性があると予測しています。専門家からは、いつ地震が起きても不思議はないとした上で、地震や津波への備えを進めてほしいとコメントしています。平常時は近隣の人々の憩いの場、レクリエーションの場として、災害発生時には人々

の命を守るための防災拠点としての役割を担う防災公園に、防災設備の設営が必要と考えます。現在、指定緊急避難場所として町内には20か所ありますが、防災施設が整っている場所は数少ないのではないのでしょうか。防災施設には、救助・救護用品、食料品や水、毛布、衛生用品といった生活用品などを収納する備蓄倉庫、耐震性貯水槽、揚水ポンプ、災害用便槽と、これはマンホールトイレ等がございます、かまどベンチ・スツール、防災パーゴラ、防災東屋、太陽光発電の照明設備などがあります。平常時にはいろいろな遊び方ができる複合遊具を中心に、多くの子どもたちでにぎわう公園ですが、災害時には一時避難地としての機能のほか、初期救援や緊急輸送等の中継拠点としての機能を担う公園としての活用ができるのではないのでしょうか。現在、五本松地区に高野池防災広場の整備を進めていただいているところですが、地域住民の避難場所としてはもちろん、自衛隊や消防などの救助や支援の活動拠点ともなる防災公園を整備するお考えはないか、町長のご所見をお伺いします。2つ目は、巨大地震等災害時における廃棄物仮置場の指定場所についてであります。2011年の東日本大震災、2016年の熊本地震、2018年の西日本豪雨など、災害で発生したガレキや粗大ごみ、生活ごみなどの廃棄物仮置場に、各自治体は頭を悩ませました。2018年7月の西日本豪雨においては、県内でも被害の大きかった南予を中心に推計約53万トン、岡山県・広島県を合わせた3県では約290万トンの災害廃棄物が発生しております。本町では、砥部町災害廃棄物処理計画が平成31年3月に作成されておりますが、この中で南海トラフ巨大地震による災害廃棄物発生量推定値としては7万トンが予想されています。この数値は、愛媛県内市町村においては最小値となっておりますが、相当な数量であります。災害廃棄物仮置場候補地の適正の検討が行われてはおりますが、緊急時の仮置場としては課題があると考えます。緊急時の対応としては、有害廃棄物は当然に特定の場所とすべきと考えますが、粗大ごみ・生活ごみなどについては、近隣の公園などの廃棄物仮置場の活用も必要ではないのでしょうか。あらかじめ、町内の各校区において、より身近なところに指定場所を決めておけば、混乱を防ぐことができるのではないのでしょうか。町長のご所見をお伺いします。以上2点について、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（三谷喜好） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 木下議員のご質問にお答えします。初めに、防災公園への防災施設の設営をとのご提案ですが、南海トラフ巨大地震の発生や自然災害の激甚化が懸念される中、防災機能が整備された公園の必要性が高まっていることは、議員ご指摘のとおりでございます。町では五本松地区の高野池を廃止し、防災広場として整備を進めておりますが、既存の公園も含め、災害規模に応じて幅広く活用できるよう、地元からの要望や先進事例などを参考に、防災施設の設営を検討をしております。次に、巨大地震等災害時における廃棄物仮置場の指定場所についてのご質問ですが、本町では砥部町災害廃棄物処理計画において、県有施設を含めた15か所を仮置場候補地として選定しております。議員ご指摘のとおり、現在の候補地は、避難所や仮設住宅建設候補地など多目的な利用が考えられることや、市街地から離れた場所が多いことが課題となっている一方、過去の災害を振り返れば、身近な場所を

選定した場合に、衛生面や安全面など問題が生じております。いずれにいたしましても、災害発生時において速やかに仮置場を指定し、廃棄物の円滑な処理が行える体制を構築することが重要でありますので、仮置場候補地の選定につきましては、様々な視点から再度検討を行ってまいりたいというふうに考えております。以上で、木下議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（三谷喜好） 3 番木下敬二郎議員。

○3 番（木下敬二郎） ご答弁をいただきありがとうございます。先進事例などを参考に検討いただけるとのことであり、ありがとうございます。私が把握しています最近の先進事例としては、伊予市米湊に昨年 10 月 1 日にオープンした小林池公園があります。農業用ため池の活用を住民が要望し、市が整備したもので、公園は約 3,000 平方メートルあり、ブランコや滑り台といった遊具のほか、かまどベンチを設置、ブランコや東屋は支柱などを使ってシートを張ることで風雨をしのぐテントとして活用、駐輪場にはマンホールと折りたたみ式の衝立があり、災害用仮設トイレに早変わりする仕組みとなっています。大災害は、いつ発生するか分かりません。最近発生した国内での災害としては、2022 年 3 月 16 日 23 時 36 分に発生した福島県沖地震があり、マグニチュード 7.4、福島県と宮城県で震度 6 強の揺れを観測し、大被害が発生しました。海外では、トルコ・シリア地震が、2023 年 2 月 13 日にマグニチュード 7.8 の地震が発生し、今も死者等出ておりますが、5 万人を超える死者数となっております。本町においても、既存の公園を含め、災害規模に応じて幅広く活用できるよう、防災施設の設営を検討することとすることであり、早期に対応いただけるようお願いして、一つ目の質問を終わります。続きまして、二つ目の質問の災害廃棄物仮置場の指定についてですが、災害発生時において、速やかに仮置場を指定し、廃棄物の円滑な処理が行える体制を構築することが重要で、仮置場候補地の指定については、様々な視点から再度検討を行いたいのご答弁をいただき、誠にありがとうございました。災害発生時には、ガレキや粗大ごみ、生活ごみなど多大な廃棄物が想定されます。住民には、高齢者や廃棄物を搬送する手段のない方なども多くいらっしゃいます。粗大ごみ・生活ごみなどについては、被災地内の住区基幹公園や空き地など、できる限り被災者の生活場所に近いところに設定するのが望ましいのではないのでしょうか。粗大ごみ・生活ごみの持ち込みは、住民やボランティアによる持ち込みがなされることから、各校区においてより身近なところ、例えば公園などの空き地ですね、こういったところに指定場所があれば、住民の皆さんの混乱を防ぐことができるのではないのでしょうか。仮置場の場所や分別方法については、災害発動時には周知徹底する必要があることから、事前に指定場所をぜひともご検討いただけたらと思います。廃棄物の円滑な処理が行える体制の構築をお願いいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

○議長（三谷喜好） 木下敬二郎議員の質問を終わります。6 番東勝一議員。

○6 番（東勝一） 6 番東勝一でございます。まずもちまして佐川町長始め、理事者の方々に、日頃の業務執行に対しまして、感謝を申し上げます。私の方から 2 点質問がございます。1 点目につきましては、人口減少に対する少子化対策についてでございます。我が国の出生

者数は、第2次ベビーブームをピークに減少に転じ、1989年には125万人、2019年には86万人、コロナ禍の2022年に至っては戦後初めて80万人を割り込む危機的状況にあります。2020年国勢調査等をもとに愛媛県の将来推計人口によりますと、2060年には県全体で78万3,547人、本町におきましては1万1,274人となり、現在の概ね約半数になると推測をされております。人口減少はいまや日本社会全体の問題であります、いち早く人口減少が進む愛媛県にあって、本町においても例外でなく、今後、人口減少に対する少子化対策及び子育て支援について、町長のご所見をお伺いします。2点目でございます。ふるさと納税確保の取組についてでございます。ふるさと納税は、地方と大都市の格差是正、人口減少地域における税収減少対応、地方創生を主目的として、2008年5月から開始されました。本町においては2015年度に108万円、翌2016年度には930万円、直近となる2021年度は5,729万円と順調に寄附額は増加しております。税収の不安定な部分はあるものの、この制度が続く限り本町にとっても貴重な財源であると認識しておりますが、今後、当面の目標であります1億円の達成に向けた具体的な取組につきまして、町長のご所見をお伺いします。以上、2点でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（三谷喜好） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 東議員のご質問にお答えします。初めに、人口減少に対する少子化対策についてのご質問ですが、ご承知のとおり、人口減少は本町に限らず日本全体を覆う喫緊の課題であり、国においても異次元の少子化対策を掲げ、子育て支援強化に着手しております。県内においても、令和5年2月15日に県と20市町による人口減少対策共同宣言が行われ、安心して子育てを行い、仕事と家庭の両立できる環境整備を目指し、各市町がそれぞれ高い目標を掲げ、チーム愛媛で取り組むこととしております。本町といたしましても、少子化対策は最重要課題であり、これまで実施してきた婚活支援事業のほか、出産・子育て応援交付金を始めとする経済的支援、妊娠期から子育て期までの切れ目のない相談支援をさらに充実するとともに、今後、国の施策と連動し、少子化対策及び子育て支援の強化に取り組んでまいりたいというふうに考えております。次に、ふるさと納税確保の取組についてのご質問ですが、本町のふるさと納税は、2016年にインターネット受付を開始して以降、急激に増加しております。ふるさと納税の拡充を図るためには、インターネット受付サイトを増やすことや返礼品を充実させることが効果的とされ、本町においても本年度、受付サイトを一つ増やし、新規返礼品を14品追加いたしました。加えて、受付サイト上の返礼品画像をリニューアルし、主力商品である紅まどんなの数量確保及び数量限定商品などに魅力化に取り組んだ結果、本年度の寄附総額は9,600万円となる見込みでございます。来年度につきましては、必ずや1億円を達成できるよう、引き続き受付サイトの追加と返礼品開拓に取り組んでまいりたいというふうに考えております。以上で、東議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（三谷喜好） 6番東議員。

○6番（東勝一） 出生数の減少要因は、コロナ禍で出会いの場の喪失、それから経済的な不安、非正規職員の解雇など、婚姻・出産など、厳しい環境と言えます。少子化は即座に解

決するのは厳しいと思いますが、安心して産み育てる環境づくり、これを継続していくことが必須条件であると認識をしております。また、子育て支援に対するお金は、次世代の投資であるということから、政策を優先して実行されるべきと考えております。国においては、来年度からこども家庭庁を 430 人体制で発足するなど、重要施策として異次元の少子化対策に取り組むとしております。愛媛県におきましても、人口減少・少子化対策を重要施策の一つとして取り組むとしております。その中で、県は市町の結婚・出産・子育て支援として、えひめ人口減少対策総合交付金を創設するとしております。本町の出生数は、平成 24 年度から令和 3 年度の 10 年間を確認しますと、平成 25 年度は 149 人、26 年度 145 人と、140 人を超えておりましたが、令和元年度は 88 人、令和 2 年度 100 人、令和 3 年度は 95 人、本年度は 4 月 1 日から 12 月末までが 83 人、本年 1 月は 10 人、2 月が 0 ということから、概ね 100 人前後と思料されます。令和元年度は、コロナの影響もあって、特に出生数が顕著に減少しております。先月、2 月の 19 日に岸田首相が視察されました、奇跡のまちとして有名な岡山県奈義町、人口が本年 1 月 1 日現在で 5,765 人の町ですが、2019 年の合計特殊出生率は 2.95、全国平均、砥部町も同様だと思えるのですが、1.36 でございますから、脅威の数字と言えます。岸田首相は、町ぐるみで子育てに取り組むすばらしい雰囲気を感じたという感想を述べておられましたが、この奈義町においては、一例ですが、出産祝い金 10 万円、保育所・幼稚園に預けることができない満 7 か月から満 4 歳までの保護者に在宅育児支援手当として月額 1 万 5,000 円を給付しております。また、小中学校の教育教材費の無償化など、多岐にわたり支援をしております。そのためか、移住定住者の増加もし、40 歳代以下、それと 9 歳以下の人口がかなり増加しており、釣鐘型の人口の体系になっておるというふうに聞いております。奈義町におきましては、町に 1 年以上在住の戸籍上の夫婦で、県指定の医療機関に特定不妊治療を受けた方に、費用の 2 分の 1 以内で年 20 万円を限度に、通年、5 年間助成をしております。本町では、令和 3 年度、特定不妊治療費助成金として 7 人、35 万円を助成しております。不妊治療費は、令和 4 年 4 月 1 日から保険適用されたということでございますけれども、令和 4 年度は現在まで何人助成されておりますか。お聞きします。

○議長（三谷喜好） 篠原保険健康課長。

○保険健康課長（篠原万喜枝） 東議員さんの再質問にお答えさせていただきます。令和 4 年度の不妊治療の助成につきましては、2 月末現在 2 名の方の助成を行っております。以上で、答弁とさせていただきます。

○議長（三谷喜好） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 少子化対策につきましては、現在、国が力を入れておりますし、今回、愛媛県も当初予算に多額の金額を上げて、少子化対策に取り組んでおります。その中で先般、知事からも発表がございましたように、各 20 市町で少子化対策について、しっかりと取り組みということで、今現在取り組んでおる施策については補助対象にしないと、新しく考えた施策について補助金を交付するというふうなことで、私どももこの問題については、まだプロジェクトチームを作っておりませんが、町としても、しっかりとした施策を講じていきたいというふうに思っておりますし、先程もいろんな市町の提案がございましたように、そういったことも含めて、また議員の皆様方にもしっかりと取り組んでいただきながら、こ

の問題については、私どもの喫緊の課題であるというふうなことで、職員一丸となって取り組みたいというふうに思っておりますので、またよろしくご指導賜りたいというふうに思っております。

○議長（三谷喜好） 6 番東議員。

○6 番（東勝一） 町長に答弁いただきまして本当にありがとうございました。今後、国・県と連携した中で、先程申し上げました奈義モデルも参考にしていいただければと思いますので、前向きに検討の程、よろしくお願いを申し上げます。令和 5 年度の施政方針の中で、学校教育において、子どもたちが健やかに学習生活できる環境整備のため、小中学校のトイレ、これを洋式化・乾式化されるということを計上されております。今後、予算特別委員会で審議されますが、従前からお願いしております案件でございまして、予算計上に感謝を申し上げます、第 2 質問に移らさせていただきます。ふるさと納税でございます。ふるさと納税は、寄附額のうち 2,000 円を超えた額につきまして、個人住民税額の概ね 20% を上限として、今住んでいる場所で納める所得税や個人住民税から、税金を軽減できるという制度でございます。ただし、寄附者の給与収入などの上限額が決められており、なおかつ返礼品については地元産品に限る、必要経費は寄附額の 50% 以内など様々な制限があります。ふるさと納税は、税收確保だけでなく、地域の資源を活用した地域経済の活性化という二面性があり、ある意味、地域の方と行政が Win-Win の関係であると認識をしております。本町における 2021 年度の返礼品を確認しますと、その割合は紅まどんなが 55%、砥部焼が 16% のシェアであります。令和 4 年度のふるさと納税 9,600 万円の見通しとお聞きしましたが、返礼品の割合はどうなっているのかお聞きします。

○議長（三谷喜好） 伊達課長。

○企画政策課長（伊達定真） 東議員さんのご質問にお答えをいたします。本年度、令和 4 年度におきます返礼品、これ本年の 2 月 14 日までの実績でございますけれども、その中に占める紅まどんなの割合につきましては、約 7 割の数となっております。寄附額につきましては、紅まどんなにつきましては 6,800 万程となっております。以上で、答弁とさせていただきます。

○議長（三谷喜好） 東議員。

○6 番（東勝一） ありがとうございます。参考ですが、本町の紅まどんなの生産量につきましては本年度 658 トン、昨年対比で 104% ということでございます。えひめ中央農協全体の 28% の、本町がシェアを占めておるところでございます。また、愛媛県における紅まどんなの育成者権の存続期間につきましては、令和 12 年の 3 月 23 日まで。甘平につきましては、令和 19 年の 8 月 7 日まで。また新たな有望品種であります紅プリンセスにつきましては、昨年登録ということでございます。ですので、令和 34 年の 6 月 9 日までというふうに育成者権を有しておるということでございます。砥部焼におきましても新規商品の取組をされておりまして、返礼品として期待をされております。先程サイトの方をですね、1 件増やすという話を聞いたんですけれども、2021 年度のある町ではですね、仲介サイトを 3 件から 7 件に増やしたということで、寄附額がかなり増加したという要因も分析をされております。仲介サイトを 1 件増やすと言われますけれども、今現在 ANA、それから楽天の 2 社だったと

思うんですけれども、それ以外に1社増やすということだと思んですが、これを3社、4社と増やす気持ちは、ご希望というか、あるのかないのかちょっとお聞きします。

○議長（三谷喜好） 伊達企画政策課長。

○企画政策課長（伊達定真） 東議員さんのご質問にお答えをいたします。現在、契約をしておりますサイトにつきましては、ANA、それから楽天、それからふるさとチョイスの3社となっております。本年度追加したという分が楽天になりますけれども、令和5年度におきましてはさらに追加をして、寄附額の増加を図りたいというふうに考えております。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（三谷喜好） 東議員。

○6番（東勝一） ありがとうございます。ということは、全部で4社ということになると思います。えひめ中央農協には確認したんですけれども、紅まどんなにつきましてはですね、事前に数量見積りなどをしていただきますと、取引きの増加は可能というふうに聞いております。セレクト品もいいんですけれども、中央農協のほうもですね、数量もあるということを知っておりますので、来年度新しい業務委託業者となるというのを聞いておりますけれども、連携され、さらなる寄附金の獲得をお願いを申し上げまして、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（三谷喜好） 東議員の質問を終わります。

換気のため、ここでしばらく休憩いたします。再開は10時45分の予定です。以上。

午前10時29分 休憩

午前10時45分 再開

○議長（三谷喜好） 1番高橋久美議員。

○1番（高橋久美） 1番高橋久美でございます。議長の許可をいただきましたので、2点質問させていただきます。1点目は带状疱疹ワクチンの助成です。2点目が学校や町内施設のトイレの環境整備を取り上げます。1点目です。加齢やストレスなど免疫力の低下により発症リスクが高まる带状疱疹は、50歳代から発症率が高くなり、日本人の3人に1人が80歳までに発症すると言われています。带状疱疹の原因は、子どもの頃に感染した水ぼうそうの水痘・带状疱疹ウイルスで、水ぼうそうが治った後も、ウイルスは神経節に潜伏を続け、加齢や免疫の低下に乗じて再び活性化することで発症します。病状が落ち着いても、後遺症として带状疱疹後神経痛、PHNで痛みが続くこともあります。こうした带状疱疹の予防に役立つのがワクチンで、2016年に国内メーカーの生ワクチンが、2018年には海外メーカーの不活性化ワクチンが、それぞれ50歳以上を対象に国内で薬事承認されており、発症リスクの低下に有効とされていますが、ワクチン費用が高額なため接種を諦める人が多いのが現状です。成人の9割が原因となるウイルスを保有しており、带状疱疹にかかると、患者の約2割が3

か月以上も強い痛みで悩まされます。また、目にできれば角膜炎、耳にできれば難聴の原因にもなり油断できません。高齢化社会における町民の健康を守るために、ワクチン接種の有効性を周知するとともに、50歳以上を対象に接種費用を助成してはどうでしょうか。町長のご所見をお伺いいたします。2点目です。学校や町内施設のトイレ環境の整備を。生理の貧困がSNSやマスコミ等で取り上げられ、タブー視されていた女性の実情がオープンに語られる時代になりましたが、このところ諸物価高騰で、以前にも増して状況はひっ迫しているのではないかと考えます。特に、学校においては、生理用品を保健室まで取りに行かねばならなかったり、トイレも人目につく場所に置いてあるなどの理由で、使いづらく我慢してしまいがちです。大人よりもデリケートな子どものプライバシーに配慮し、一過性ではなく継続した支援と、小中学校の女性トイレの個室に生理用品の配置を提案いたします。防災用に備蓄している生理用品についても、定期的な入れ替えに合わせて、廃棄せずに活用してはいかがでしょうか。また、近年、日本でも食生活の欧米化が進み、高齢の男性を中心に、前立腺がんや膀胱がんになる人が増えており、術後の排尿障害により、おむつや尿漏れパッドを使っている人も少なくありません。1日に何度も交換が必要となるため、男性用トイレでも使用済みを廃棄するサニタリーボックスが求められています。自らの尊厳を保ちながら、安心して生活できる社会構築のために、高齢者が利用する施設や公共施設の男性用トイレに、サニタリーボックスを設置してはいかがでしょうか。今後、災害対策やトランスジェンダー配慮の観点からも導入の必要性が高まると思われますが、町長のご所見をお伺いいたします。以上2点、よろしくお願いいたします。

○議長（三谷喜好） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 高橋議員のご質問にお答えします。初めに、带状疱疹ワクチン接種の助成をとの質問ですが、当該ワクチンは発症抑制と重症化予防につながるものとして、国においても定期予防接種化が議論をされております。本町では、予防接種法に基づく定期予防接種に定められたものを中心に助成を行っていることから、現在のところ带状疱疹ワクチンへの助成は考えておりませんが、国の動向を注視するとともに、町ホームページや広報誌への掲載、保健師が地域で行う健康教室等を通じ、その有効性を周知・啓発してまいりますので、ご理解いただければと思います。次に、学校や町内施設のトイレ環境整備についてのご質問ですが、まず生理の貧困に起因する生理用品の件につきましては、令和3年6月に県内メーカー3社から県が寄付を受けたことにより、町内小中学校へ配布した経緯がございます。以降、女子トイレの手洗い場付近に交換カードを置き、保健室で交換する方法をとっており、在庫に余裕があることから当面はこの方法を続けたいと考えております。ご提案の各女性用トイレの個室への生理用品の配置につきましては、衛生面の問題や、支援が必要でない児童生徒の使用も想定されることから、町といたしましては、貧困などから真に支援が必要な児童生徒への配布手段を十分に熟慮した上で、検討してまいりたいというふうに考えております。なお、防災用の備蓄生理用品につきましては、定期的な入替に併せ、不用となった生理用品を防災訓練や学校などへ配布し、有効に活用をしてまいります。また、男性用トイレの

サニタリーボックスの設置につきましては、高齢者が利用する施設の一部において既に設置しておりますが、町内の公共施設においては未設置のところもございますので、順次、設置に向けて対応してまいりたいというふうに考えております。以上で、高橋議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（三谷喜好） 1 番高橋議員。

○1 番（高橋久美） まず1 点目ですが、ホームページ等で带状疱疹ワクチンの接種の有効性などを周知・啓発していただけること喜ばしく思います。なるべく早く実行していただきたいと要望いたします。また、ワクチンの助成ですが、国の動向を注視すると言われましたが、本町での带状疱疹ワクチン接種の現状、対応している施設、費用、有効性などお分かりでしたらお教えいただけますでしょうか。

○議長（三谷喜好） 篠原保険健康課長。

○保険健康課長（篠原万喜枝） 高橋議員の質問にお答えさせていただきます。まず、带状疱疹ワクチンの予防接種の現状についてでございますが、本町の現状について、接種状況がどのようになっているかという数については把握はしておりません。続きまして、町内の医療機関での接種状況についてなんですけれども、町内では現在6 か所の医療機関で接種が可能となっております。そのうち、ワクチン接種の種類といたしまして2 種類ございますけれども、2 種類ともの接種ができる医療機関が4 か所、それぞれ生ワクチンもしくは不活化ワクチン1 種類だけの接種が可能な医療機関が2 か所、合計6 か所の医療機関での接種が可能となっております。費用についてなんですけれども、それぞれの医療機関での費用につきましては、医療機関ごとに接種費用は異なりますが、平均、まず生ワクチンについては8,000 円程度、そして不活化ワクチンにつきましては1 回につき2 万円程度というふうになっております。以上で、ご質問に対するお答えとさせていただきます。

○議長（三谷喜好） 1 番高橋久美議員。

○1 番（高橋久美） ワクチンを打った場合の有効性なんです、両方合わせると9 割近い効果があるというふうに巷では言われているんですけれども、町内で2 種類できるのが4 か所、1 種類できるのが2 か所ということで、身近で接種できる環境にあることに安心いたしました。これは、かなりの予防効果があるのが分かります。公明党は、法律に基づく公費負担を目指しておりまして、国と地方の議員のネットワークで、带状疱疹ワクチン接種の助成や、定期接種への取組を進めております。コロナ禍のストレスなども患者増加に繋がっていると指摘されており、地域の実情に応じてコロナ対策などに使える、国の地方創生臨時交付金を財源にして、助成事業を行う自治体が広がっております。本町でも交付金を活用して、町民の健康を守るため独自の制度を設けてはいかがでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（三谷喜好） 門田総務課長。

○総務課長（門田敬三） 高橋議員さんのご質問にお答えをいたします。带状疱疹ワクチン接種への新型コロナ地方創生臨時交付金の活用についてのご質問であります。現在のところ地方創生臨時交付金の令和5 年度分の交付はまだ不透明でございます。仮に交付があった

場合でも、地方創生臨時交付金は恒常的な財源ではございませんので、事業の実施に当たっては、必要性を十分に検討する必要があるかと考えております。今後、国の動向を見極めながら検討してまいりたいと考えております。以上で、答弁とさせていただきます。

○議長（三谷喜好） 1 番高橋議員。

○1 番（高橋久美） 交付金の活用の方法は、これからの課題ではあると思うんですけれども、積極的に先進自治体の事例を研究していただいて、住民が安心して暮らせる環境を整えるよう、他の自治体に先駆けて砥部町で取り組んでいただくことを要望いたします。続いて2点目の学校の町内施設のトイレの環境整備なんですけれども、男性用のトイレのサンタリーボックスの設置、早速の対応ありがとうございます。使いやすいものになるよう、容器のサイズと考慮をお願いいたします。また、女子用トイレの手洗い場付近に交換カードを置く方法で継続していくと答弁いただきましたけれども、当初は関心も高く、画期的な取組でした。ところが同時期に設置された役場内の女性用のトイレの例にあげますと、そのカードが劣化いたしまして、水はねとかあるんですけれども、ちょっとこう字とかも擦れてきて、その後撤去され、その後は更新していない状態です。そのトイレなんですけれども、令和3年に県内のメーカーより寄付された生理用品の在庫が、まだあると言われておりました。町内の小中学校に配布してあるとお聞きいたしましたけれども、その学校内での利用状況等を分かりましたらお教え願います。

○議長（三谷喜好） 田邊学校教育課長。

○学校教育課長（田邊敏之） 高橋議員さんのご質問にお答えさせていただきます。学校等の配布状況でございますが、令和3年6月に配布されましたのは社会福祉協議会と学校だというふうに記憶しております。学校につきましては、小中学校合わせて2,490個の配布がございました。今現在2月20日現在の残数でございますが、2,200個残っております。使用数は290個ということでございます。以上で回答とさせていただきます。

○議長（三谷喜好） 1 番高橋議員。

○1 番（高橋久美） 2,490個配布され、残が2,200個で、290個ということは、この2、3年で年間150個。月にすると10個ちょっとつていうと、えって思うんですけれども、この数字を見てみましても、私も女性ですので、自分事として考えてみますと、やはり人前で自ら声を上げることの恥ずかしさ、他人に経済状況を知られてしまうという抵抗感、これはあると思います。個室トイレの生理用品の配置を提案いたしましたのは、支援する側が、誰が必要か必要でないかを決めるのではなくて、必要なときに誰でも遠慮なく使えることを前提に考えていただきたいからです。当事者の女性が声を上げなければ改善されないものです。支援が必要ないと思われる子どもも、生理用品を忘れたり、足らなかつたり、急な体調変化で必要になったりと、大人が考える場面とは違ってまいります。衛生面の配慮は蓋つきの入れ物に入れるなど工夫ができますので、この残ったこの2,200個、これを利用いたしまして、備蓄も入れて規模ありますけれども、この入れ替える生理用品を活用して、個室トイレにまず配置してみまして、調査実験と言いましょか、どれだけの方が使うのか、これは

本当やってみなければ分からないと思うんですけれども、また、男性方は何だろうと思われる話題ではありますけれども、これは女性にとっては本当に生活と切り離せないものです。心と体の健康もありますので、この2,200個残っておるのならば、ぜひ設置していただいて、やっていただきたいと思いますけど、どう思われますか。

○議長（三谷喜好） 町長。

○町長（佐川秀紀） 私も先日このことについて、在庫が多いというふうなことで、なぜ利用が少ないのかなということを疑問に持ちました。そんなこともありまして今、高橋議員さんがご質問されたようなこと、教育委員会の方に学校とも十分調査をして、その必要性があれば、今言われたようなことを検討さすように指示をさせます。

○議長（三谷喜好） 1番高橋議員。

○1番（高橋久美） ありがとうございます。ここで女性を代表して言えましたこと、よかったなと思っております。男性方も、やはり娘さん、奥様、いろいろお家におられる方、意見を聞いてみられたら、なるほどと思われることもあると思います。学校においては、児童生徒の幸せ、安心を第一に考えていただけるよう、これからも取り組んでいきたいと思っております。以上を要望いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（三谷喜好） 高橋久美議員の質問を終わります。2番日野恵司議員。

○2番（日野恵司） 2番日野恵司でございます。今回も2問、質問をさせていただければと思っております。1番目の森林環境譲与税の話でございますが、これは来年度から徴収が始まるということで、敢えて周知の意味でご質問をさせていただければと思っております。まず、1番目の森林環境譲与税の使途及び違法伐採についてでございます。地球温暖化対策や災害防止など森林が持つ多面的機能を発揮するための財源確保として、平成31年に森林環境税と森林譲与税が新たに創設をされております。国民一人当たり1,000円を住民税に上乗せする形で徴収する森林環境税は、令和6年度から実施される予定となっております。都道府県や市町村の森林整備に支援する森林環境譲与税については、もう既に交付が始まっておりまして、本町においても令和元年度から譲与税を活用した事業が展開をされております。具体的にどのような事業が展開されているのか、そういうところについてお伺いをしたらと思っております。まず1番目は、令和4年度新規事業である森林経営管理制度に基づく森林整備委託事業の進捗状況はということで、測量あるいは間伐等の進捗状況があればお教え願いたい。2番目には、森林消失につながる違法伐採の現状と対策はということで、2点について町長のご所見をお願いしたいと思います。2番目は、本年の新規事業として掲げられておるコミュニティ・スクールについてでございます。コミュニティ・スクール、いわゆる学校運営協議会制度は、学校と保護者や地域住民がともに知恵を出し合い学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え、地域とともにある学校づくりを進める法律に基づいた仕組みでございます。令和5年度の新規事業として、麻生小学校を研修校に指定した研修会や導入に向けての調査研究を行うということでございます。

が、この制度自体はもう既に平成 16 年に文科省が作ったものでございまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正によりまして、平成 29 年 4 月からは努力義務とされております。今回、本導入に向けた調査研究が行われるということに至った背景について、教育長のご所見をお願いをしたいと、以上 2 点でございます。よろしくお願いをいたします。

○議長（三谷喜好） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 日野議員のご質問にお答えします。初めに、森林環境譲与税の使途についてのご質問ですが、本町では保育間伐などの森林整備事業に森林環境譲与税を充当し、適切な森林整備に努めております。ご質問の令和 4 年度の測量と間伐の進捗状況でございますが、最初の取組として令和元年度に選定した 137 ヘクタールのうち、経営管理権集積計画に基づき町に管理を委託された 36.3 ヘクタールについて、令和 4 年度に測量を行い、そのうち 5.51 ヘクタールについて現在保育間伐を行っております。残りにつきましては、令和 5 年度に間伐を行う予定としております。今後も順次、対象地域を設定し、管理委託の希望調査を行い、測量・保育間伐を計画的に行ってまいります。次に、違法伐採の現状と対策についてのご質問ですが、本町では平成 17 年の合併以降、違法伐採を確認した事例はございませんが、本町の対策といたしましては、森林組合職員が造林事業等の対象森林を巡回しており、不審な箇所があった場合には、町に連絡するよう体制強化を努めております。今後は経営管理権集積計画に基づき、町で預かった森林に対しても、本町の職員や中予森林管理推進センター職員が定期的な巡回を行う予定でございますので、違法伐採に対しても監視体制を強化してまいりたいというふうに考えております。次に、コミュニティ・スクールについては、教育長が答弁をいたします。

○議長（三谷喜好） 大江教育長。

○教育長（大江省吾） 日野議員のご質問にお答えをいたします。コミュニティ・スクールについてのご質問ですが、コミュニティ・スクールの導入に向けた調査研究が行われることになった背景でございますが、ご承知のとおり、各学校におきましては、保護者や地域と連携をして地域の特性を生かした教育に取り組むとともに、学校評議員制度等により課題解決や地域に開かれた学校づくりを推進しておりますので、過去におきましては、その必要性というものを強く感じていなかったということでございます。しかしながら、学校現場が抱える課題を解決するためには、現状では解決が難しいものがあり、とりわけ教職員の働き方改革は、以前から学校現場での大きな課題としてあげられているものの、大きな成果が得られていなかったというのが現状でございます。現在の地域に開かれた学校づくりの推進活動は、保護者や地域の意見を学校経営に生かす点においては、コミュニティ・スクールが目指す方向と同じでございますが、コミュニティ・スクールは保護者、地域の人材が学校経営に参画する権限や責任といったものを明確にし、役割分担によって参画者が責任を果たす、そういった点、また、教職員の働き方改革や地方創生といった、教育現場や社会が抱える課題の解決をも目指す点において、さらに発展した学校経営の形であります。そのため、部活動の地域移行とともに、学校現場での課題を解決するための次の一手として、コミュニティ・

スクールの導入に取り組んでいこうと動き始めた次第でございます。以上で、日野議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（三谷喜好） 2 番日野議員。

○2 番（日野恵司） ありがとうございます。まず、1 番目の森林環境税の使用についてでございますが、この森林環境税、いわゆる本町あるいは本県に下りてくる森林環境譲与税でございますが、これは森林整備及び人材育成、あるいは普及啓発活動、木材利用の促進と、こういう施策の財源として充てられることになっております。いわゆる、これ目的税でございまして、これ以外に使用しては駄目だということでございますので、残れば基金に積み立てるんだらうと思いますが、本町においても先ほど本文の中で申し上げましたように、令和元年度にもう既に譲与税という形で下りてきておりますが、これが716 万、2 年度が、これは3 月期と9 月期に両方同じような金額で下りてくるわけでございますが、両方合わせて2 年度が1,522 万、3 年度が1,526 万、4 年度はですね、9 月期に1,024 万おりてきておりますので、3 月期、今月でございますけれども、同等の金額ができるだらうということからしますと、5 年の予算計上に上がってる2,049 万という金額がございますけれども、4 年と5 年は同じ金額になっておりますので、それからすると2,050 万弱は4 年度にもおりてきてるということになります。こういう財源を使って、いろいろなですね、施策を始めるということでございますが、令和元年度、2 年度については、さほど大きな事業としてはやってないんですけれども、本年度からですね、多くの金額を使ってやってるのが、先程言った森林の計画の中のいろんなものでございますが、全国的にこのですね、令和3 年度の譲与税の使途について、全国の自治体1,741 の市町村にアンケート実施をしてですね、その回答が出ております。1 番多くやっぱり市町村で使われてるのは、森林整備環境に取り組む、これが77%でございます、全体の。もう一つの人材育成については30%、それから木材利用、普及啓発活動については41%、これはやってることを全部記載をしておりますので、全体で100%になるもんじゃございませんので、全体の自治体の77%は森林の環境に取り組んでいるということでございますが、本町もですね、大半が森林整備費用ということで使われておるようでございますが、今、林業関係につきましてはですね、高齢化、あるいはその担い手不足というのが顕著にあらわれてるところでございますけれども、この人材育成についてはですね、本町としてはどういうふうに考えておられるのかですね、それと併せましてですね、これ別の事業になるんだらうとは思いますが、林業振興費の中で林業事業体人材育成事業費交付金、これ、グリーンキーパーに出されてる費用だと思いますが、ここでも人材育成という点ではやられておりますので、この二つがマッチングできないのかなというふうなことは思っておるんですが、その辺り、見解があればお願いしたいと思います。

○議長（三谷喜好） 池田農林課長。

○農林課長（池田晃一） 日野議員のご質問にお答えいたします。まず、1 点目の林業の担い手の人材育成について、今、本町がどのように考えているかなんですが、今回の森林環境譲与税事業に伴って、ご質問にありましたように、保育間伐、切り捨て間伐というのを現在

実施しておるんですが、その業者選定に当たっては町内の林業事業体、特に、一人親方のような小っちゃな規模的林業事業体を中心に入札に参加していただいております。この事業を通じて人材育成につながればという考えであります。そして、2点目の林業の担い手確保の補助金についてなんですが、この補助事業を利用しているのは、現在はグリーンキーパーと、もう一つHSFという林業会社に対して補助をしようとしておるんですが、こちらは直接的には森林環境譲与税の事業には結びつくものではございません。一般的に林業事業体に対して、例えば蜂アレルギーがあったときの注射に対する補助や、それから研修などに参加する場合はその補助、また、作業費などで必要な安全装備が必要な場合は、そういった補助をしております。また、今後それらの補助金を通じまして、林業の担い手の確保や人材育成については、十分しっかりと努力してまいりたいと思います。以上です。

○議長（三谷喜好） 2 番日野議員。

○2 番（日野恵司） ありがとうございます。本町においてはですね、森林整備事業のほうを中心的にやっていくということだと思います。先程町長のご答弁の中にもありました本町の民有林、これ 6,965 ヘクタール、民有林の人工面積が 4,153 ヘクタール、そのうちの元年度に選定をした 137 ヘクタールで、これのうち委託された 36.3 ヘクタールについて令和 4 年度測量し、5.51 ヘクタールについては間伐をやっているということでございますが、これ元年度に選定したというのはですね、前回の委員会でお聞きしたと思うんですが、川登地区から順次やっていかれるというふうなことでしてありましたと思うんですが、こういう譲与税もそうですけども、何に使ったかというのはですね、町のホームページに公表しなければならないということに決まっております。本町の方にも、もう既に元年から 3 年までの何にお金を使ったのかというのはですね、載っております。そういう中で、間伐事業というのが 5.51 ヘクタール間伐するということですが、残りについては本年度と言いますか、来年度に繰り越しをするということです。実はちょうどですね、入札の方の結果をちらっと見ておりましたらですね、実は 12 月 19 日時点でこの間伐の入札が行われておりますけれども、このうち 1 件は予定価格に満たないということで、入札ができておりません。そういう結果がありますので、恐らく当初思ってたですね、間伐測量及び間伐については 5.51 ヘクタールよりもっと多かったんじゃないかなと思うんですが、その予定価格に満たないというふうなことで、平米数が落ちたんじゃないかなという気はするんですが、その辺り何かいきさつがあってですね、そうなったのか、ちょっとお聞かせ願えたらと思います。

○議長（三谷喜好） 池田農林課長。

○農林課長（池田晃一） 日野議員のご質問にお答えします。ご指摘のとおり、本年度、本来予定していた事業は測量をやった 36 ヘクタール全部を施業、保育間伐する予定でした。ですが、この測量が終わった後に林業会社に打診をしてみたところ、年度の前半に測量したために、あと今年度の残期間が半年以下になってしまったということがあって、工期にどうやら無理があるので、なかなか参加できる事業者がいなかったという点にあります。そのために、予定していた 36 ヘクタールを発注の段階で、それができなかったということになります。残

りの26ヘクタール程度は、令和5年度に今度は工期を1年間とって発注しようとしておりますので、それで改善はできようかと思えます。以上です。

○議長（三谷喜好） 2番日野議員。

○2番（日野恵司） ありがとうございます。それでよく分かりました。それから次にですね、これは、この譲与税が始まったときに恐らくできたんだろうと思えますけれども、先ほどありましたですね、松山市、伊予市あるいは東温市、砥部町におけるですね、中予森林管理推進センターというのをですね、設けております。これは令和2年8月27日に設立をされてですね、令和3年4月1日から法人化されてる企業でございますが、こういったところと連携をしてるということでございます。ここに本町の方からも負担金と言いますか、運営金というものをを出されておりますけれども、ここと砥部町の関係、いわゆる砥部町の事業のうちですね、ここの森林管理推進センターの業務内容、これどういう形で本町の事業に対してサポートしていただけるのかなのかですね、その点お伺いしたいと思えます。

○議長（三谷喜好） 池田農林課長。

○農林課長（池田晃一） 日野議員のご質問にお答えします。おっしゃっております中予森林管理推進センターというのは、令和2年度に開設された、今現在は法人なんですが、中予内の松山市と伊予市と砥部町の他に中予管内の森林組合で構成された組織です。行う業務なんですが、各市町から集められた負担金をもとに、まずこの事業の最初に行う意向調査という事業があるんですが、答弁で行いました約130ヘクタールを選定して、その選定された森林の所有者に対してアンケートを送ります。そのアンケート内容というのは、今後あなたは自分の森林を自分で管理したいですか、または砥部町に委託したいですか、などといった設問がございます。そのアンケートの発送や取りまとめなどをしていただきます。次に、その次の段階で、アンケートで、今度は砥部町に委託をしたいと答えた方については、今度は現地の調査というのをを行うんですが、それは測量以前にまず現場を見て、どんな森林かを確認する作業です。それについては砥部町側の負担になります。次に、今度は現地調査の結果、ここは砥部町が確実に委託されて切捨て間伐を行うべき森林というのを特定します。アンケートで答えた方すべてを満たすことはできないんですが、例えば、広葉樹が生えていたり、また、計画の同意書に判子をもらえない方がいらっしゃいますので、それらの方を除外して経営管理権集積計画というのを立てて、その同意書をもらうんですが、その同意書をいただく作業がセンターの職務になります。その後は測量と保育間伐になるんですが、これについてはセンターの方から専門的な、技術的な支援をいただいて、町が設計書に反映したり、また発注をさせていただいております。以上が主な役割分担です。

○議長（三谷喜好） 町長。

○町長（佐川秀紀） 補足をして説明をさせていただきますけれども、中予管理センターしておるんですが、これは法人ではありますけれども、自治体ではないということで、直接発注することができないということで、間伐等の発注については各自治体が行うということで、それでいろんな調査をしていただけますけれども、そこが間伐等の発注はできないという、

これ一部事務組合の組織にすればできるんですけれども、現在はできないということで、発注は各市町がやるということでございます。

○議長（三谷喜好） 2番日野議員。

○2番（日野恵司） ありがとうございます。非常に細部にわたりまして、ご説明いただきまして、ありがとうございました。中予管理センターなんかの職員さんの構成員と言いますか、事務局の職員さんを見ても、技術員という方もいらっしゃいますので、そういう方々が恐らく、いろんなアドバイスをしていただけるんじゃないかなろうかというふうなことは感じております。次の違法伐採についてでございますけれども、本町の場合は、合併後事例がないということでございます。職員並びに先ほど言ったそのセンターの職員が定期的に巡回をして、そういう面では監視しますよということでございますが、全国的にはですね、まだまだ何か減ってないようでございます。どういうのが特に多いかと言いますと、盗伐ですね、いわゆるその所有権や伐採権のない森林の伐採、あるいは正規の許可を受けないで伐採をしているというふうなこと、あるいはその伐採の許可量がですね、その量を超えてるとか、あるいは区域を超えてるとかですね、そういうふうなことで違法伐採が多いようでございます。その中で質問をしたいと思うんですが、先ほどの中にですね、違法伐採はこういうことが多いですよということで挙げられた中の一つにですね、いわゆる自分の土地じゃない、いわゆるその測量というのがですね、普通の宅地なんかと比べてきちとした測量じゃないように、私も自分とこの家の山林を持ってましたので、そういう話を聞いたことがあります。石積みからこの石積みみたいな感じでですね、本当にアバウトな測量だというふうなことですね。切る側も意図的に切ったわけではないかもしれんですけども、その場所が分からんのに余分に切ってしまうというふうなことがですね、違法伐採に繋がってるということだと思うんですが。そういう中でこの測量というのはですね、今現在どういう形でやられておるのかですね、先ほど言いました、その測量・間伐というのは、その測量については、そういう持分の山の、自分とこのいわゆる境界をですね、きちっとするような測量という意味だと思うんですけども、これについてどういう形の内容で行っているのか、ちょっと教えていただけたらと思います。

○議長（三谷喜好） 池田農林課長。

○農林課長（池田晃一） ご質問にお答えします。まず、本町内で行われる測量というのは大きく2種類に分かれまして、まず一つ目が造林事業です。これは森林組合が行っている搬出間伐を目指すもので、町からも補助をしておりますが、そのときには森林組合が組合の事業というところで、組合にある機械をもとに計測して森林の境界を明らかにしております。もう一つは、先程から申し上げている譲与税事業の中で、測量という委託事業があるんですが、これは本町が森林組合に発注をして、そこで測量していただいて境界を明らかにした上で、目印にリボンをつけていただいています。これらのことから、まず境界が不明な場所というのは、本町の事業においては存在し得ないと思います。以上です。

○議長（三谷喜好） 2番日野恵司議員。

○2番（日野恵司） ありがとうございます。リボン付けしているということでございますが、なかなか宅地のようにですね、GPS でもってここでぴちっとう、今現在、家なんかすると境界査定ということですね、最終的には国調の、そういう図面を基本にしてですね、最終的に両隣がこの位で、ここでしょうみたいな形で決めておるようでございますけれども、そういうふうなものは、なかなか山林の場合はいかなのだろうなというのは分かりますけれども、先ほど言われたリボン付けをする、こういうことをして境界については決めてるということでございます。完全に、例えば檜の山、杉の山というのが分かれておればですね、こっちは自分とこ、こっちは相手のものというのは分かりますけれども、なかなかそういうわけにはいかなのだろうなというのは思います。以上で森林関係については終わりたいと思います。2問目のコミュニティ・スクールについてでございますが、先ほど本文の中にも言いましたように、もう既に19年が経っているということでございまして、必要性については今まであまり感じなかったということでございますが、中身についてはですね、本当に私も議員になって初めて広田の方に行って、いろいろこう小学生なんかと話をしてみますとですね、ああいうところが本当に人数が少ないもんですから、まわりの地域住民と一緒に学校運営をやらないかんという目的は一緒だと思いますので、そういうことが以前からされておったということからして、必要性の問題についてはなかったのかなというふうに思っておりますが、これも全国でも同じような感覚でございましてですね、努力義務になる前は本当に10%ぐらいの制度化の率だったんですね。それが制度化といいますか、義務化ということになってからはですね、非常に多くなっておりまして、2022年の9月では全体で42.9%、愛媛県では65%の小学校でですね、この制度を導入しているということでございます。この主ですね、私はちょっとこの制度の少し疑問を持ってるんですが、学校運営協議会の主な役割ですね、このコミュニティ・スクールの主な役割としては、主には3つございます。まず、その校長が作成する学校運営の基本方針をですね、この会議で承認をするということですね。2つ目には、学校運営について教育委員会または校長に意見を述べるができる。これは2つ目でございまして。3番目は、教職員の任用に関して教育委員会規則で定める事項について、教育委員会に意見を述べるができる。こういう3つの大きな役割というのがあります。こういう例えば教職員の任用についても意見を述べるができる、あるいは学校運営に対してですね、述べるができるということになりますと、受ける側からしたら非常に厳しい内容ではなかろうかというふうな感じをいたしております。今まで協議会という制度がありましたけども、ここまで踏み込んだ内容のものではなかったように思いますので、これは相当中身に踏み込んでですね、運営にも地域住民あるいはその保護者の方から意見が言えると、教職員の採用についても言えるとかいうふうなことになりますと、正直言います、非常に何か難しい問題だなあというふうなことは思いますけれども、文科省の方がですね、こういう形でやってみなさいということで、本町におきまして麻生小学校を研修校にしてやるということですけども、この導入に当たってはですね、非常にやっぱり慎重にしていきたいなという考えがあります。裏を返せばですね、ちょっと間違えると大変なことに

なる可能性も無きにしも非ずということで思いますので、その導入についてですね、こういう方がいらっしゃいます。コミュニティ・スクール推進員という方がですね、いらっしゃいます。これは文科省の委嘱された方でございますが、もう既に一覧表として愛媛県の方も1人いらっしゃるようでございますが、こういう方も含めて、導入についてはですね、研修会等で講義をしていただくとかいうふうなことでやっていただくのがいいんじゃないかなろうかと。もしくは、もう既にこの65%の愛媛県での学校が導入しておるわけですから、あるいはメリット・デメリットっていうのは当然あるかと思いますが、そういうことも把握されてですね、慎重に検討してみたらどうかと。いわゆるCSマイスターといわれる推進員の方ですね、こういう方をお招きしていろんな形でご意見を聞くということについては、教育長はどういうお考えですか。お聞かせ願ったと思います。

○議長（三谷喜好） 大江教育長。

○教育長（大江省吾） ただいまのご質問でございますけれども、CSマイスターの方につきましては、既に導入をすると意思決定した段階でですね、実際に関わっていただいて研修も行っております。来年度、麻生小学校を研究校と言いますか、そういったところで指定としていくわけなんですけれども、その中で研修会もですね、何回か予定をしております。その中でCSマイスターの方をですね、講師と言いますか、呼んでですね、研修をしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（三谷喜好） 日野議員。

○2番（日野恵司） ありがとうございます。今のお話からすると、CSマイスターについても、ちゃんと段取りはしてるということでございますので、ぜひそういうそのプロの方のご意見を参考にしながらですね、いい形でこのコミュニティ・スクールの制度を実施していただいたというふうに考えておりますが、最後に1点だけお聞かせしていただきたらと思うんですが、この制度は、小中高で、愛媛県では高校はまだ1校もやっておりません。もう小学校、中学校だけなんですけど、実は幼稚園も対象になってるんですね。幼稚園、小中高という、この4カテゴリーで対象になってるということでございますが、令和7年度以降導入することについて、この幼稚園の部分はですね、対象にされるのかどうか、その点最後にお尋ねしたいと思います。

○議長（三谷喜好） 大江教育長。

○教育長（大江省吾） ただいまのご質問にお答えをさせていただきたいと思います。確かに、幼稚園もこの制度につきましては対象でございますけれども、今のところは幼稚園につきましては考えておりません。小中学校を導入して、どういうふうな形で幼稚園に導入できるか、また、小中学校とはちょっと幼稚園につきましてはですね、考え方と言いますか、視点を変えていかなければいけない部分もですね、あるんだろうというふうに考えておりますので、今のところはとりあえず小中学校で導入するというところでございます。

○議長（三谷喜好） 日野議員。

○2番（日野恵司） ありがとうございます。森林環境譲与税もそうですし、今のコミュ

ニティ・スクールの方もそうですけれども、どちらにしてもですね、非常に重要な案件でございますので、十分検討されてより良い方向に導いていただきますように心からお願いいたします。私の2問の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（三谷喜好） 日野恵司議員の質問を終わります。

ここで昼食のため休憩をします。再開は午後1時10分の予定です。以上。

午前11時40分 休憩

午後1時10分 再開

○議長（三谷喜好） 再開いたします。一般質問を続けます。4番原田公夫議員。

○4番（原田公夫） 4番原田でございます。今回も2点質問させていただきます。まず、第1点目でございますが、ふるさと納税収支の現状はでございます。総務省が昨年7月に公開したデータによると、自治体がふるさと納税で寄附を受けた分から、税収が減った分や返礼品などの経費を差し引いたところ、全国1,741自治体のうち約4分の1が赤字で、町村に限ってみても、全国926町村の約15%に当たる141町村が赤字であったことが分かりました。2021年度の全国実績は、受入件数が約4,447万件、受入額が約8,302億円で、そのうち46.4%に当たる約3,851億円が経費となっており、本町の場合、2021年度は5,729万円の寄附に対して、返礼品経費だけで48.8%に当たる約2,795万円が掛かっています。本町のふるさと納税に係る住民税控除も含めた収支はどのようになっているのか、町長のご所見をお伺いします。2点目でございます。小中学生の体力低下への対策はでございます。昨年4月から7月に実施された全国体力・運動能力、運動習慣等調査、全国体力テストの結果が公表され、50メートル走やボール投げなど8項目の実技テストでは、8項目の合計点80点満点の平均値は、小中学生男女とも2008年度の調査開始以来、過去最低を記録したとのことでした。スポーツ庁の分析によると、新型コロナウイルスの流行により、屋外での活動が制限され、マスク着用で激しい運動を控える子どもが増加したことなどを挙げています。また、体力低下の要因の一つとして、コロナ禍による生活リズムの乱れについても指摘しており、生活習慣調査では、スマートフォンやテレビ、ゲーム機などの視聴時間が増え、睡眠時間も減少傾向にあることが分かりました。さらに、小学生男女と中学生男子で肥満の割合も過去最高でした。スポーツ庁では、運動不足について抜本的な改善が必要としており、運動習慣の確保や体力向上を実現するためには、学校だけでなく、家庭や地域でも運動機会を確保することが必要としています。本町における現状と体力増強に向けた今後の取組について、教育長のご所見をお伺いいたします。

○議長（三谷喜好） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 原田議員のご質問にお答えします。初めに、ふるさと納税収支の現状

についてのご質問ですが、2021 年の本町におけるふるさと納税に係る町民税の減収額は、1,421 万円でした。2021 年度の寄附総額 5,729 万円から、単純に返礼品等に掛かった必要経費 2,795 万円と町民税減収額 1,421 万円を差し引いた収支は、1,513 万円の黒字となっております。今後も引き続き、全国に対し砥部町産品の魅力を高め、寄附額の増額に取り組むとともに、ふるさと納税制度の趣旨に沿った適正な運用を図り、貴重な自主財源の確保に努めてまいりたいと考えております。次に、小中学生の体力低下への対策についてのご質問は、教育長が答弁をさせていただきます。

○議長（三谷喜好） 大江教育長。

○教育長（大江省吾） 原田議員の質問にお答えをいたします。小中学生の体力低下への対策についてのご質問でございますが、子どもの体力向上を図るため、スポーツ庁が行う全国体力・運動能力、運動習慣等調査が今年度も行われ、先般その結果が公表されました。小学校 5 年生男女、中学 2 年生男女を対象として毎年行われる調査でございますが、原田議員ご指摘のとおり、全国では調査開始して以降、過去最低を記録したことが判明しております。そのような状況の中、本町の結果につきましては、小学 5 年の男女とも全国平均・県平均を上回り、中学 2 年においては男女とも全国平均・県平均を大幅に上回っております。このことは、各学校では毎年、体力向上を目指して、体力テストの結果を踏まえた体力アップ推進計画を立てて、取組を進めてきた成果が現れたものと考えています。しかしながら、全国的な傾向として、スポーツ庁が行っている体力・運動能力調査によりますと、子どもの体力・運動能力は昭和 60 年頃から低下傾向が続く一方、身長・体重などの体格については向上しており、体格が向上しているにもかかわらず体力・運動能力が低下していることは、身体能力の低下が深刻な状況であることを示していると言えます。そのため、運動が苦手な児童生徒にも運動やスポーツが楽しいと感じられるよう、現在の取組を充実させていくとともに、地域でのスポーツ活動や野外活動への参加を奨励する等、調査の結果に一喜一憂することなく傾向を把握し、家庭や地域と連携をして、子どもたちの体力向上に取り組んでまいります。以上で、原田議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（三谷喜好） 4 番原田議員。

○4 番（原田公夫） まず、ふるさと納税でございますが、先ほどふるさと納税に係る町民税の減収額が 1,421 万円というふうに答弁いただいたと思うんですが、ただいま確定申告行われておりますけど、この 21 年度のときの税控除を申告した 1,421 万円に対する人数というのが分かればお知らせいただきたい。

○議長（三谷喜好） 古川戸籍税務課長。

○戸籍税務課長（古川雅志） ただいまのご質問ですが、令和 4 年度 1,421 万円の減収額があったわけなんですけど、その申告人数は 478 名となっております。以上で、答弁とさせていただきます。

○議長（三谷喜好） 原田議員。

○4 番（原田公夫） 478 人ということで、あまり多くはないのかなと、特定の人でかなり

ふるさと納税の、県税の申告をしたという形になっておるのではないかというふうには思います。寄附総額が5,729万円ということでございますが、全国で見ますと1,779市町村あるわけなんですけど、その中でも答弁の5,729万円というのは1,227番目ということで、あまり上の方ではないという順位であろうかと思います。また、納税件数についても2,396件というのも、全国の順番でいきますと1,208番目ということで、あまり上位ではないということかと思えます。午前中、東議員が1億円になればというような話出りましたが、1億円の寄附が集まっても、全国でいうと、昨年21年度では1,040位ぐらいということで、あまり多くはないような、上位ではないということかと思えます。返礼品の調達費につきましては地元へ落ち、町産品が売れるということで、地元の利益になるわけでございますが、手数料について、仲介サイトの手数料についてはそうではないので、一般的には5%か10%までというのが妥当というようなことを言われておりますが、午前中の東議員のところの答弁では、仲介サイトを増やすというようなことがございましたので、またその分については経費がまた余分に要ってくるのではないかというような気もしております。そういったことで、仲介サイトの手数料、本町が何%程度であるかというのがあれになるんでしょうが、全国的な標準の10%以内ぐらいで収まるような、3つを合わせてそのぐらいになるような感じになれば、経費については削減できるんじゃないかというふうに思っております。あとは、現在、返礼品の1位が紅まどなどということで出ておりますが、時期に限られるというようなことございます。年間を通して、調達できる魅力ある品物が必要と思いますが、焼き物はあれなんだろうけど、そういったことで何か、年間を通して調達できる品物について、何か検討されるようなことはないでしょうか。

○議長（三谷喜好） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 原田議員のご質問にお答えします。ふるさと納税、一生懸命努力をして税収の確保というふうなことで、議員の質問をしていると、ふるさと納税は意味ないのではないかというふうにも聞こえますし、しっかり返礼品を開拓したらどうかというふうにも聞こえますが、いずれにいたしましても、私どもも先般もちょっと話したんですけれども、結構豚をたくさん飼っておるというふうなことで、豚肉も返礼品にしてはいいんじゃないかと、ふるさとにあるものということで、やはり今の返礼品と言いますのは、砥部焼の折には、いよいよふるさと納税が少なかったというふうに思っておりますけれども、やはり食べ物を特化して、ふるさと納税の返礼品を求めるのではないかというふうなことで、砥部は豚もたくさん飼っておるところがありますので、肉も検討したいというふうに考えております。

○議長（三谷喜好） 4番原田議員。

○4番（原田公夫） ありがとうございます。また肉と食べるもんを検討したいということで、実になれば良いと思います。愛媛県の返礼品の人気ランキングが出ておりますが、その中で砥部町に関係しておるような品物について順番出ておりました。一番早かったのが178位でポンジュース、その次が496位で砥部焼のこぼしにくい器3点セット、その次が571位でシキシマのパスコ詰め合わせ、次609位で伊予牛、735位でまた砥部焼が出ておりました。

た。ちょっと下で875位で交流ふるさと研修の宿ひろたの森宿泊券ペア、こういったものもランクで載っておるようでございます。こういったことで、砥部町からいろんな県内の中でも、そういったことで、人気のランキングに格付されておる品物は、結構あるということかと思えます。高知県の芸西村の例なんです、2021年度で20億円、全国82位のふるさと納税を集めた。これは村ですから、人口もございません。3,600人のところですか。何で集まったかという、この寄附額の約6割を占めるのがカツオのタタキと。それで、その中で、訳ありということで活路を見出した。その訳ありというのは、規格外で大きかったり、小さかったり、規格外品を活用したことによって、そういったことができておるということで、本町も例えばですが、紅まどんなもそれなりに箱数が少ないかもしれませんが、規格外のサイズとかいうのについて、その訳ありを検討してはどうかと思いますが、その辺りについてご見解を。

○議長（三谷喜好） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 魚にしても、野菜にしても、また肉にしても、みかんにしても、訳あり食べたら全く同じだというふうに思っておりますけれども、今、砥部町で魚類はないんですけれども、紅まどんなについては、訳ありの率は随分低いというふうに感じております。それは、もう農家の方を私らもいくつも知っておりますけれども、かなり努力していいものを出しておるというふうなことで、訳ありをどんどん、もし宣伝したら、訳ありに対応できないというふうに私は考えておりますので、まどんなの訳ありは難しいだろうというふうに考えております。

○議長（三谷喜好） 4番原田議員。

○4番（原田公夫） 昨年でしたか、研修で豊洲市場に行った際に、園内の方が言われておったのが、紅まどんなが入ってこないのはどうしてかという、絶対数が少ないことに加えて、来たものに対して、リピーターの要求に対応ができない、これが1番のネックだというふうな答えをいただきました。やはりそういったことを考えると、やはりある程度の量がないとなかなか難しいのかない気はしますが、本町も紅まどんなをこの辺りで1番にするように進めていくということですので、そういうふうになればいいなというふうに思います。愛媛県内の中でもいろいろ返礼品出てる、やっぱり紅まどんなにつきましても、南予の方がやはり多いというふうなことで、なかなか中予の方までそういったものが増えてないというふうな気がしております。適正な自主財源の確保に努めるということですので、いろんな検討していただきながら、少しでも足しになるようなふるさと納税になるようお願いしたいと思います。当初から、豪華な返礼品を呼び水とした寄付の争奪合戦というようなことが頭にありますが、やはりいいものはいつまでも残ると思いますので、その辺り考慮して、良くなるように検討していただきたいと思います。また違う分野で、2021年度に経費が本来5割までというのが原則だったそうですが、136自治体はそれより多かったということで、文書で警告を受けたようなことも言われております。制度に則った形で、少しでも町の財源となるよう、引き続きやっていただければと思います。次に、小中学生の体力低下への対策と

ということで、先程教育長の方から答弁いただきました。本町については、全国平均・県平均を上回っているということで、その辺については体力アップ推進計画を立てて取り組んできた成果であると、その現れだというふうに言われておりますが、引き続き進めていただきたいと思います。実際、愛媛県におきましては、小学校5年の男子だけ平均値が下回っているというのが、愛媛県全体では言われております。数値的に見ますと、80点満点の全国平均が52.3に対して、愛媛は52.0ということで0.3ポイント、また中学校2年男子につきましては全国と同等と、それ以外の小5の女子と中2の女子については若干プラスであると。それで言いますと、小5の女子が54.3が全国ですが、愛媛県は54.6、中2の女子全国平均が47.3のところ、愛媛県が47.8ということで、愛媛全体でも上回っておるということで、砥部町についてはさらに上回っておるというようなことで、この傾向が引き続きできたらと思います。あと、全国的にみて、持久走の落ち込みがかなり大きくなっていると言われておりますが、本町ではその持久走的な部分については、調査しておるところはございますでしょうか。

○議長（三谷喜好） 田邊学校教育課長。

○学校教育課長（田邊敏之） 原田議員さんのご質問にお答えさせていただきます。体力テストの項目の中に持久走の項目がございますのは、中学校には持久走がございますが、持久走を選ぶか、20メートルのシャトルランを選ぶかという選択肢がございます。小学校につきましては、シャトルラン1本でございますので、選択肢がございません。中学校につきましても、持久走・シャトルランのですね、選択肢で、砥部中学校におきましては、シャトルランを選択しておりまして、砥部中学校男女とも成績は全国平均・県平均を上回っております。小学校につきましても、男女ともですね、県平均・全国平均は、シャトルランにつきましては上回っております。以上でございます。

○議長（三谷喜好） 4番原田議員。

○4番（原田公夫） 持久走については特に選択されてないので、分からないということだとは思いますが。違う部分で、1日平均1時間以上運動している子どもの割合が、小学男子と中学男子で過去2番目に少なく、1日1時間で週にすると420分以上運動している児童生徒の割合を調べておるデータがありますが、小中とも昨年から増加しておるようです。小学校5年男子で50.1%、小学校5年女子で29.2%ということでございますが、感染拡大前の水準には戻ってないというようなことが言われておりますが、その辺りについて、本町の傾向としてはどのように見られておりますでしょうか。

○議長（三谷喜好） 田邊学校教育課長。

○学校教育課長（田邊敏之） 原田議員のご質問にお答えさせていただきます。やはり本町におきましても、感染蔓延前の数字までには至っていないというのが現状でございます。それに加えて、昨今におきましてはタブレットの配布によりましてですね、小学生なんか特に、業間における屋外での遊び等ちょっと減ってしまいまして、その間タブレットを使ってタイピングをしておったり、調べものをしておったりですね、その辺りでも運動時間の減少

に繋がっているのではないかというふうに考えております。以上でございます。

○議長（三谷喜好） 4 番原田議員。

○4 番（原田公夫） タブレットを使っているという状況のようで、水準としては前までには戻ってないということかと思います。次に、身長と体格が向上しているが、身体能力が低下しているというようなことを危惧しておるような答弁あったかと思うんですが、それに関連しまして、身長と体重から算出し肥満とされた割合が、小学5年男子で14.5%、小5女子で10.0%、中2男子で11.4%と、過去最多となっておるようでございます。中2女子は7.5%だったそうでございますが、本町にはそういった肥満の傾向については、どのように捉えられておりますか。

○議長（三谷喜好） 田邊学校教育課長。

○学校教育課長（田邊敏之） 原田議員さんのご質問にお答えさせていただきます。詳細な数値を確認したわけではございませんが、今申し上げられましたような全国的傾向と同様な、若干肥満傾向という形で推移しておるものと推測をしております。以上でございます。

○議長（三谷喜好） 4 番原田議員。

○4 番（原田公夫） 全国と同様な傾向であろうというようにございしますが、やはり健康のためには、そうならない方がいいと思いますので、何か検討していただきたいと思います。体力向上には、青少年期に運動習慣を確立する事が欠かせないと言われております。特に、小学校時代は、学校が子どもの運動習慣に与える影響が大きいと言われており、一定の運動量を確保できる体育の授業なども工夫しながら、体力向上に努めていただきたいと思います。また、小中学生だけでなく、全世代の体力も落ちておると言われておりますので、各年代に応じた体力増強の取組をお願いいたしまして、質問を終わります。

○議長（三谷喜好） 原田議員の質問を終わります。12 番西岡利昌議員。

○12 番（西岡利昌） 12 番西岡でございます。2 問質問をいたします。第1 問、待機児童に給付金を。1 月末現在、砥部町には29 人もの待機児童がいますが、保育士の人材不足による需要と供給のバランスが崩れていることも、大きな要因と思われます。保育士の人材確保には、給料などの処遇改善も重要ですが、人件費の問題や近隣市町村も同じように不足をしており、簡単に解消できないのが実情でございます。また、全国各地では、不適切保育も問題になっています。幸い本町ではそうした事例は聞いておりませんが、国は公表基準を示しておらず、各自治体の裁量に委ねられているため、実態は掴めておりません。ひとり親家庭など、経済的な理由で子どもを預けて働きに出ざるを得ない家庭も増えており、在宅育児でも子どもを預かるのと同程度の経済的メリットがあれば、保育需要の低減に繋がり、保育士不足や待機児童解消の一助になるのではないのでしょうか。そこで、保護者が在宅育児を選択した家庭に対して、給付金を支給することを提案をしたいと思いますが、町長のご所見をお伺いします。第2 問、職員の昼食休息についてをお尋ねします。先日、役場で昼休みの時間帯の様子を拝見したところ、自席で昼食をとられている職員が多いように見受けられました。窓口では当番の職員が対応する傍らで食事をしている職員がいるのは、待たれているお

客さまにとっては印象の良いものではなく、見られる側の職員にも気まずい思いをした人がいるのではないのでしょうか。住民と職員双方の観点から、可能な範囲内で食事の場所を見えなくするような工夫をしてはどうかと思いますが、町長のご所見をお伺いします。

○議長（三谷喜好） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 面岡議員のご質問にお答えします。初めに、待機児童解消に給付金をとの提案ですが、本町における待機児童の多くはゼロ歳から1歳の低年齢児であり、面岡議員ご提案の給付金支給により、在宅での育児を選択される方も一定程度見込むことができると考えられます。しかしながら、この問題は経済的理由だけでなく、結婚・妊娠・出産・育児をしながらでも仕事を継続して、キャリアを積み上げていく選択をする方が増えていることも要因として挙げられます。男女共同参画社会の中にあっては、誰もが安心して働き続けられる環境整備に重点を置き、所得補償を含む育児休業制度の充実などについては、国において措置するべきと考えております。本町におきましては、これまで施設改修や保育士の処遇改善等を進め、民間活力の誘致を含む令和6年度の施設再編により、待機児童解消の道筋が見えてきたところであり、引き続き多様な働き方に即した受皿の確保に取り組んでまいりますので、ご理解いただきますようお願いを申し上げます。次に、職員の昼食休憩についての質問ですが、現在役場の休憩時間は12時から1時までの1時間としており、当番職員を除き、職場や自宅、あるいは周辺の飲食店で昼食をとる時間に充てております。職場での昼食につきましては、以前は庁舎内の休憩スペースを利用しておりましたが、会議スペースへの変更などで十分な広さが確保できなくなったことや、来庁者や電話対応が即座に行えるといった住民対応上の利点から、自席での昼食を認めているのが現状でございます。現状について、ご指摘のとおり不快に感じる方もいれば、休憩時間中でも待ち時間がなく対応できることを優先される方もいらっしゃると思います。来庁者が抱く印象は様々であろうというふうに思いますが、行政サービスの向上や庁舎の有効活用の観点からは、自席での昼食はやむを得ないと考えております。その上で、来庁者が不快な思いを抱くことのないように、節度ある食事のとり方を心がけるよう、改めて職員に対し周知したところでございますので、ご理解いただけたらと思います。以上で、面岡議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（三谷喜好） 12番面岡議員。

○12番（面岡利昌） 今、答弁をいただきました。私はですね、経済的理由だけではないんです。やはり、ゼロ歳児とかいう小さい子どもさんはですね、母親の愛情が一番大切だろうというふうに考えるからでもあります。それとですね、出産・育児をしながら仕事を継続しキャリアを積み上げていく選択をする方が増えておるということではございますが、それとですね、愛情を持って子どもさんを育てるといえるのか、その差、優先順位はないと思います。どちらも大切なことであろうと考えるのであります。したがってですね、そういうふうになるべくお母さんが愛情を持って育ててあげるということをウエイトを置くとか、重心を置いていただいた方が私はいいんじゃないかなという感じがして、そういうことを言うてるんです。それと、男女共同参画の時代というのは、もう十分承知しておりますが、それも

ですね、やはりそれぞれの特性があると思うんです。女性・男性。男性には赤ちゃんをですね、10 か月お腹の中で育てるということは、もう絶対にできないんですから。そういう特性がありますから、本当に男女平等ということにはならない。やはり母親は、母親の大切な仕事って言いますかね、そういう義務があるんじゃないかなという気がしておる観点からも、そういうことを言うております。またですね、最後に、施設とか民間活用の誘致を考えておられるということでございますけれども、これは普通の仕事なら民間活用は非常に大切に、活力もあっていいと思いますけれどもですね、こういうふうにな不適切な子どもを扱うようなことも今、問題になっておるような時代でもありますのでですね、なるべく、この赤ちゃんとか小さい子どもは母親ができる限りですね、いろんな事情がありますからできない人もおいでるだろうし、いわゆるそういうキャリアの方もおられるだろうし、子どもを育児放棄、ネグレクトというんですか、そういう方もおられますからですね、一つでは捉えては、一括りにはできないと思いますが、大部分の方でですね、そういうふうなそういう給付金もいただけたら自分の子どもはみたいよという人がおればですね、これは大いにやったほうがいいんじゃないかなという感じがしております。その方も一つお聞かせをお願いします。

○議長（三谷喜好） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 面岡議員の再質問にお答えいたします。私も愛情を持って子どもを家庭で育てるというふうにな全く異論ございませんし、そのとおりだというふうにな思っております。先ほど東議員からの質問の中に、少子化対策の中で出生数を多く出したという事例を言っていた中に、給付金の問題も1万5,000円の給付金をしたというふうなこともお聞きをしました。今、県の方で少子化対策の問題をいろいろと考えております。そういった中で、今面岡議員さんご質問された、そういった内容についても十分私どもで一つの選択の方法として検討してみたいというふうにも考えております。以上です。

○議長（三谷喜好） 12 番面岡議員。

○12 番（面岡利昌） 今、そういう答弁をいただきました。近隣の市町とかいろんなところの状況も大切でありますけれども、良い事は進んで、独自の自治体でやられるということも正しいんじゃないかなという気がしておりますので、ぜひお願いをいたします。次に、職員の昼食時間のことについて、ちょっとお尋ねをしたいと思います。スペースがないんで自席で食事をするんですよと、これは仕方がないというところでもありますけれども、やはり昼間とかそういう時に対応する部署によると思うんですよ。全然関係ないところは、もうそれ結構だと思うんですけども、そういうところの方はですね、できる限りあまり食事をしてる方、言われるのはそういうのも食事を中断してですね、休みじゃない人でも大分混雑したらお手伝いするんですよというようなこともあるかと思いますけど、それは非常に、1時間昼食休みはあるんですから、そこで気使ってそういう手伝いをせないかんということ自体が私はおかしいなと。もう休みはきちっと休んでいただいて、その時の当番の人が対応すると。それは目につかず、いなかったらもう少ない人数ですから、順番待って仕方がないなというふうにな来られたお客さんも思われるけど、横の方でご飯食べもってですね、居られて、混ん

どるのにどしたんじゃろか、ちょっと手伝ってくれたら。それを手伝うんだと言われとるけど、そう思われますから。逆に、手伝わすということは、結局無償の時間を使っているということで、そういう食事をしながらお手伝いするという、それはちょっと不公平かなと。もう帰ったりとか、食堂で食べる人はゆっくりできるけど、そこでたまたま食事をされてる方はそういうことに気使わないかんということは、非常に食事をする中でもですね、消化不良が起こりそうな、あまり良くないことではないかなと。そういう観点に立ってですね、そこら辺をどういうふうを考えられとるかということを、ちょっとお伺いしたいと思う。

○議長（三谷喜好） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） ただいまの再質問にお答えします。私、答弁した折に、食事をしておっても対応ができるんじゃないかというふうな答弁をさせていただきましたけれども、今の面岡議員さんの意見でございますと、何も休みなんやけんおらんでもええんじやがと、そういうことについては、答弁と違うお答えをいただきましたけれども、いずれにいたしましても、見た折に、お客さんが来た折に、窓口が混雑しておるのに食事を食べておったというふうな苦情は私も聞いておりませんが、そういうふうに感じたんだろうというふうに思っておりますので、この問題につきましては、全員当番以外は外におつたらええんかというふうな問題でもない、いろんな選択肢があろうかと思っておりますけれども、このことにつきましては、どういうふうに住民の皆さま方が思われるかということでございますので、恐らく、窓口で混雑しておるのに食事をしよってお客さんを持たせておったというふうには私は感じておりませんので、その辺りもまた十分検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（三谷喜好） 12 番面岡議員。

○12 番（面岡利昌） それは、待たして混乱しとるということではなしにですね、職員の方がそこで、自席で食事を摂られとる人が自発的に気を利かしてするということが、1 時間食事休憩があるんですから、それを割いてするわけですから、ちょっと家へ帰ったりとかですね、食堂行つとる人とは差がついて、何か気の毒だなというところを改善してあげたらいいんじゃないですかということを言っておるわけでありまして、そこら辺は考えてあげて、お答えいただけますか。

○議長（三谷喜好） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 面岡議員さんのご質問と、私どもの捉えた答えが違っておるように今感じましたけれども、それは職員の、食事をする側の人の配慮をしてやれたらどうなんぞというふうに取れましたが、そうでしょうか。はい、わかりました。その辺も含めて十分検討させていただきたいというふうに考えております。

○議長（三谷喜好） 12 番面岡議員。

○12 番（面岡利昌） 大変丁寧に説明をしていただきました。これで質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（三谷喜好） 面岡議員の質問を終わります。以上で一般質問を終わります。

以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。本日はこれにて散会いたします。

午後1時58分 散会

令和 5 年第 1 回砥部町議会定例会（第 3 日）会議録

招 集 年 月 日	令和5年3月16日		
招 集 場 所	砥部町議会議事堂		
開 会	令和5年3月16日 午前9時30分 議長宣告		
出 席 議 員	1 番 高橋久美 2 番 日野恵司 3 番 木下敬二郎 4 番 原田公夫 5 番 柿本 正 6 番 東 勝一 7 番 佐々木公博 8 番 小西昌博 9 番 佐々木隆雄 10 番 松崎浩司 11 番 大平弘子 12 番 西岡利昌 13 番 山口元之 15 番 平岡文男 16 番 三谷喜好		
欠 席 議 員	なし		
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	町 長 佐川秀紀 副町長 岡田洋志 教育長 大江章吾 総務課長 門田敬三 企画政策課長 伊達定真 商工観光課長 高橋 桂 戸籍税務課長 古川雅志 保険健康課長 篠原万喜枝 介護福祉課長 堀潤一郎 子育て支援課長 田中弘樹 建設課長 門田 作 農林課長 池田晃一 生活環境課長 小中 学 上下水道課長 松田博之 会計管理者 富岡 修 広田支所長 町田忠彦 学校教育課長 田邊敏之 社会教育課長 山本勝彦		
本会議に職務のため出席した者の職氏名		議会事務局長 藤田泰宏 庶務係長 東山泰久	
傍 聴 者	6人		

令和5年第1回砥部町議会定例会議事日程 第3日

・開 議

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第1 | 議案第5号 | 砥部町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について |
| 日程第2 | 議案第6号 | 砥部町個人情報保護審査会条例の制定について |
| 日程第3 | 議案第7号 | 砥部町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部改正について |
| 日程第4 | 議案第8号 | 砥部町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について |
| 日程第5 | 議案第9号 | 砥部町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について |
| 日程第6 | 議案第10号 | 砥部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について |
| 日程第7 | 議案第11号 | 砥部町認定こども園条例の一部改正について |
| 日程第8 | 議案第12号 | 砥部町子ども・子育て支援会議条例の一部改正について |
| 日程第9 | 議案第13号 | 砥部町放課後児童健全育成事業条例の一部改正について |
| 日程第10 | 議案第14号 | 砥部町国民健康保険条例の一部改正について |
| 日程第11 | 議案第15号 | 砥部町消防団条例の一部改正について |
| 日程第12 | 議案第16号 | 令和4年度砥部町一般会計補正予算（第8号） |
| 日程第13 | 議案第17号 | 令和5年度砥部町一般会計予算 |
| 日程第14 | 議案第18号 | 令和5年度砥部町国民健康保険事業特別会計予算 |

- 日程第 15 議案第 19 号 令和 5 年度砥部町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 16 議案第 20 号 令和 5 年度砥部町介護保険事業特別会計予算
- 日程第 17 議案第 21 号 令和 5 年度砥部町とべの館特別会計予算
- 日程第 18 議案第 22 号 令和 5 年度砥部町とべ温泉特別会計予算
- 日程第 19 議案第 23 号 令和 5 年度砥部町下水道事業会計予算
- 日程第 20 議案第 24 号 令和 5 年度砥部町水道事業会計予算
- 日程第 21 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 22 発議第 1 号 砥部町議会の個人情報保護に関する条例の制定について
- 日程第 23 伊予市外二町共有物組合議会議員の選出
- 日程第 24 議員派遣
- ・閉 会

令和5年第1回砥部町議会定例会

令和5年3月16日（木）

午前9時30分開議

○議長（三谷喜好） ただいまから、本日の会議を開きます。

~~~~~

日程第1 議案第5号 砥部町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

（総務産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（三谷喜好） 日程第1、議案第5号、砥部町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてを議題といたします。委員長の報告を求めます。山口総務産業建設常任委員長。

○総務産業建設常任委員長（山口元之） 総務産業建設常任委員会に付託されました、議案第5号について、審査の内容及び結果をご報告申し上げます。議案第5号については、改正個人情報保護法の施行に関して必要な事項を定めるため制定を行うものです。審査において委員からは、職員による個人情報漏洩が発生した場合、改正法や本条例に抵触することになるのかとの質問に対し、不正等があれば法律等による罰金や懲役などの罰則が科されるとの説明がありました。以上のような審査を行い、議案第5号は原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（三谷喜好） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（三谷喜好） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（三谷喜好） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立をお願いいたします。

〔全員起立〕

○議長（三谷喜好） 全員起立です。ご着席ください。

よって議案第5号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第2 議案第6号 砥部町個人情報保護審査会条例の制定について

（総務産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（三谷喜好） 日程第2、議案第6号、砥部町個人情報保護審査会条例の制定についてを議題といたします。委員長の報告を求めます。山口総務産業建設常任委員長。

○総務産業建設常任委員長（山口元之） 総務産業建設常任委員会に付託されました、議案

第6号について、審査の内容及び結果をご報告申し上げます。議案第6号については、個人情報保護法の改正に伴い、本町個人情報保護法審査会の設置等に関して必要な事項を定めるため制定を行うものです。審査において委員からは、同一事案について再審請求があった場合、審査会の委員は入れ替えるのかとの質問に対して、委員会のメンバーは変わらないとの説明がありました。また、委員から、過去に審査会を開いた事例はとの質問に対し、個人情報の取扱いに関する事例は近年ないが条例改正等では開催があるとの説明がありました。以上のような審査を行い、議案第6号は原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（三谷喜好） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（三谷喜好） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（三谷喜好） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立をお願いします。

〔全員起立〕

○議長（三谷喜好） 全員起立です。着席してください。

よって議案第6号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

### 日程第3 議案第7号 砥部町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部改正について

（総務産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（三谷喜好） 日程第3、議案第7号、砥部町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部改正についてを議題とします。委員長の報告を求めます。山口総務産業建設常任委員長。

○総務産業建設常任委員長（山口元之） 総務産業建設常任委員会に付託されました、議案第7号について、審査の内容及び結果をご報告申し上げます。議案第7号については、個人情報保護法の改正に伴い、所要の改正を行うもので、特に委員から質疑はありませんでした。以上のような審査を行い、議案第7号は原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（三谷喜好） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（三谷喜好） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（三谷喜好） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立をお願いいたします。

〔全員起立〕

○議長（三谷喜好） 全員起立です。着席してください。

よって議案第7号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第4 議案第8号 砥部町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

（厚生文教常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（三谷喜好） 日程第4、議案第8号、砥部町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。委員長の報告を求めます。平岡厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（平岡文男） 厚生文教常任委員会に付託されました、議案第8号について、審査の内容及び結果をご報告申し上げます。議案第8号につきましては、放課後児童クラブの設備・運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行うものです。審査において委員から、今回の改正は、近年相次いだ送迎バスの子どもの置き去り事故に対応するためのものかと質問がございました。そのとおりでございます。以上のような審査を行いました。議案第8号は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしましたので、ここに報告申し上げ、委員長報告を終わります。以上です。

○議長（三谷喜好） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（三谷喜好） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（三谷喜好） 討論なしと認めます。

よって採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立をお願いいたします。

〔全員起立〕

○議長（三谷喜好） 全員起立です。着席してください。

よって議案第8号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第5 議案第9号 砥部町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

## の一部改正について

### (厚生文教常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（三谷喜好） 日程第5、議案第9号、砥部町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。委員長の報告を求めます。平岡厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（平岡文男） 厚生文教常任委員会に付託されました、議案第9号につきまして、審査の内容及び結果をご報告申し上げます。議案第9号につきましては、家庭的保育事業等の設備・運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行うもので、特に委員から質疑はございませんでした。以上のような審査を行い、議案第9号は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（三谷喜好） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（三谷喜好） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（三谷喜好） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立をお願いいたします。

〔全員起立〕

○議長（三谷喜好） 全員起立です。着席してください。

よって議案第9号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第6 議案第10号 砥部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

(厚生文教常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（三谷喜好） 日程第6、議案第10号、砥部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。委員長の報告を求めます。平岡厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（平岡文男） 厚生文教常任委員会に付託されました、議案第10号につきまして、審査の内容及び結果をご報告申し上げます。議案第10号につきましては、子ども・子育て支援法及び学校教育法の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。特に委員からの質問はありませんでした。以上な審査を行い、議案第10号は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。ここに報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（三谷喜好） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（三谷喜好） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（三谷喜好） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立をお願いいたします。

〔全員起立〕

○議長（三谷喜好） 全員起立です。ご着席ください。

よって議案第 10 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第 7 議案第 11 号 砥部町認定こども園条例の一部改正について  
(厚生文教常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（三谷喜好） 日程第 7、議案第 11 号、砥部町認定こども園条例の一部改正についてを議題といたします。委員長の報告を求めます。平岡厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（平岡文男） 厚生文教常任委員会に付託されました、議案第 11 号について、審査の内容及び結果をご報告申し上げます。議案第 11 号については、子ども・子育て支援法の改正に伴い、所要の改正を行うもので、特に委員からの質疑はありませんでした。以上のような審査を行い、議案第 11 号は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（三谷喜好） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（三谷喜好） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（三谷喜好） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立をお願いいたします。

〔全員起立〕

○議長（三谷喜好） 全員起立です。着席してください。

よって議案第 11 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第 8 議案第 12 号 砥部町子ども・子育て支援会議条例の一部改正について
(厚生文教常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（三谷喜好） 日程第 8、議案第 12 号、砥部町子ども・子育て支援会議条例の一部

改正についてを議題といたします。委員長の報告を求めます。平岡厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（平岡文男） 厚生文教常任委員会に付託されました、議案第 12 号について、審査の内容及び結果をご報告申し上げます。議案第 12 号につきましては、子ども・子育て支援法の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。特に委員からの質疑はございませんでした。以上のような審査を行い、議案第 12 号は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（三谷喜好） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（三谷喜好） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（三谷喜好） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立をお願いいたします。

〔全員起立〕

○議長（三谷喜好） 全員起立です。着席してください。

よって議案第 12 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

#### 日程第 9 議案第 13 号 砥部町放課後児童健全育成事業条例の一部改正について

（厚生文教常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（三谷喜好） 日程第 9、議案第 13 号、砥部町放課後児童健全育成事業条例の一部改正についてを議題といたします。委員長の報告を求めます。平岡厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（平岡文男） 厚生文教常任委員会に付託されました、議案第 13 号について、審査の内容及び結果をご報告申し上げます。議案第 13 号につきましては、放課後児童クラブの土曜日保育を実施するため、所要の改正を行うものでございます。審査において委員からは、以前の説明ではそれほど要望がないとのことだったが、今回はかなり要望があったのかとの質問に対し、アンケート調査ではそれほど多くなかったが、働き方が多様化し、土曜日に働く人も増えているため実施することにしましたとの説明がございました。以上のような審査を行い、議案第 13 号は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（三谷喜好） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（三谷喜好） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（三谷喜好） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立をお願いいたします。

[全員起立]

○議長（三谷喜好） 全員起立です。着席してください。

よって議案第 13 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第 10 議案第 14 号 砥部町国民健康保険条例の一部改正について
(厚生文教常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（三谷喜好） 日程第 10、議案第 14 号、砥部町国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。委員長の報告を求めます。平岡厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（平岡文男） 厚生文教常任委員会に付託されました、議案第 14 号について、審査の内容及び結果をご報告申し上げます。議案第 14 号につきましては、健康保険法施行令の改正に伴い、出産育児一時金を引き上げるため、所要の改正を行うものでございます。審査において委員からは、令和元年度の町内の出生数のうち国保に該当する人は何人かとの質問に対し、3 年度の支給が 9 件、4 年度につきましては最終的に 20 件を見込んでいたとの説明がございました。以上のような審査を行い、議案第 14 号は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（三谷喜好） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長（三谷喜好） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」の声あり]

○議長（三谷喜好） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立をお願いいたします。

[全員起立]

○議長（三谷喜好） 全員起立です。着席してください。

よって議案第 14 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第 11 議案第 15 号 砥部町消防団条例の一部改正について  
(総務産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（三谷喜好） 日程第 11、議案第 15 号、砥部町消防団条例の一部改正についてを議題といたします。委員長の報告を求めます。山口総務産業建設常任委員長。

○総務産業建設常任委員長（山口元之） 総務産業建設常任委員会に付託されました、議案第 15 号について、審査の内容及び結果をご報告申し上げます。議案第 15 号については、消防組織法に基づき、所要の改正を行うものです。審査において委員からは、団員については年齢 18 歳以上と規定されているが、上限は特に設けてないのかとの質問に対して、今現在も上限は設けておらず、任務遂行が可能な者として考えているとの説明がありました。また、委員からは、地域によっては定員に満たない分団もあり、それらに対応して改正するものかとの質問に対し、今回の改正は法律に基づき文言整理を行うもので、階級の人数等については別に規程で定めて運用するとの説明がありました。以上のような審査を行い、議案第 15 号は原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（三谷喜好） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（三谷喜好） 質疑なしと認めます。

討論を行います、討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（三谷喜好） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立をお願いいたします。

〔全員起立〕

○議長（三谷喜好） 全員起立です。着席してください。

よって議案第 15 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第 12 議案第 16 号 令和 4 年度砥部町一般会計補正予算（第 8 号）

（所管常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（三谷喜好） 日程第 12、議案第 16 号、令和 4 年度砥部町一般会計補正予算第 8 号を議題といたします。委員長の報告を求めます。山口総務産業建設常任委員長。

○総務産業建設常任委員長（山口元之） 総務産業建設常任委員会に付託されました、補正予算 1 件について、審査の内容と結果をご報告申し上げます。議案第 16 号、令和 4 年度砥部町一般会計補正予算第 8 号のうち、当委員会所管の歳出の主なものは、農林水産業費では森林環境譲与税を活用し整備を行う、間伐材事業の縮小等により関係事業費を減額するとともに、余剰金を基金に積み立てています。また、有害鳥獣の捕獲数が当初見込みを上回る見通しとなり、交付金 256 万 9,000 円を追加しています。審査において委員から、間伐事業が縮小した要因はとの質問に対し、測量した面積全てを実施予定であったが年度前半に測量、後半に伐採する計画となっており、十分な施業期間を確保出来ないため縮小となったとの説明がありました。

また、有害鳥獣捕獲事業について、委員から、永立寺地区に出没する猿の群れへの対応はとの質問に対し、有害鳥獣の捕獲期間は本来 10 月で終了しているが、猿に限って 3 月まで捕獲活動が続けることにしており、引き続き努力したいとの説明がありました。さらに委員から、年間の捕獲見込みはとの質問に対して、イノシシ 537 頭、鹿 11 頭ほか、合計で 7 種類 734 頭を見込んでいるとの説明がありました。よって議案第 16 号は適正な補正と認められ、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（三谷喜好） 平岡厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（平岡文男） 厚生文教常任委員会に付託されました、補正予算 1 件について、審査の内容・結果をご報告申し上げます。議案第 16 号、令和 4 年度砥部町一般会計補正予算第 8 号のうち、当委員会所管の歳出の主なものは、全般的事項として人件費補正で 184 万 7,000 円を増額しております。民生費では、社会福祉関係として実績に基づく精算により、障害福祉サービスに関わる国庫負担金の超過交付分を返還するために、償還金 1,117 万 4,000 円を追加をしております。審査において委員から、今回の人件費補正は保育士、幼稚園教諭等の処遇改善に伴う措置かとの質問に対しまして、お見込みのとおりでございますとの説明がございました。また、国庫負担金の超過交付分について委員から、昨年度はどれぐらいであったのかとの質問に対しまして、昨年度も同額程度で、大きな増減はございませんとの説明がございました。さらに、地域福祉計画策定事業の財源組替につきまして委員から、交付金を活用し、具体的にどのような活動をしていくのかとの質問がございました。計画の策定にあたって、町民にアンケート調査を実施しており、今後、高齢者の増加が見込まれることから、きめ細かい対応をしていきたいとの説明がございました。よって議案第 16 号は適正な補正と認められ、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（三谷喜好） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（三谷喜好） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（三谷喜好） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立をお願いいたします。

〔全員起立〕

○議長（三谷喜好） 全員起立です。ご着席ください。

よって議案第 16 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

- 日程第 13 議案第 17 号 令和 5 年度砥部町一般会計予算  
日程第 14 議案第 18 号 令和 5 年度砥部町国民健康保険事業特別会計予算  
日程第 15 議案第 19 号 令和 5 年度砥部町後期高齢者医療特別会計予算  
日程第 16 議案第 20 号 令和 5 年度砥部町介護保険事業特別会計予算  
日程第 17 議案第 21 号 令和 5 年度砥部町とべの館特別会計予算  
日程第 18 議案第 22 号 令和 5 年度砥部町とべ温泉特別会計予算  
日程第 19 議案第 23 号 令和 5 年度砥部町下水道事業会計予算  
日程第 20 議案第 24 号 令和 5 年度砥部町水道事業会計予算

(予算特別委員長報告、討論、採決)

○議長（三谷喜好） 日程第 13、議案第 17 号、令和 5 年度砥部町一般会計予算から、日程第 20、議案第 24 号、令和 5 年度砥部町水道事業会計予算までの 8 件を一括議題といたします。委員長の報告を求めます。柿本予算特別委員長。

○予算特別委員長（柿本正） 予算特別委員会に付託されました、議案第 17 号から議案第 24 号までの令和 5 年度各会計の当初予算 8 件について、審査の結果をご報告申し上げます。去る 3 月 8 日、10 日、13 日の 3 日間、町長をはじめ各担当課長等の出席を求めて、当特別委員会を開催いたしました。審査に当たっては、それぞれ担当課長から所管の費目について説明を受けた後、質疑を行い、慎重に審査した結果、議案第 17 号から議案第 24 号までの令和 5 年度各会計の当初予算 8 件は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。以上が審査の結果であります。当局におかれましては、審査の過程で各委員から出されました質疑や意見等について、十分にご検討され、今後、予算執行や町政運営に当たられますようお願い申し上げます。委員長報告を終わります。

○議長（三谷喜好） お諮りいたします。ただいま報告の議案第 17 号から議案第 24 号までの令和 5 年度当初予算 8 件については、予算特別委員会において十分に審査が尽くされていますので、質疑を省略し、一括して討論及び採決を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（三谷喜好） 異議なしと認めます。

よって議案第 17 号から議案第 24 号までの令和 5 年度当初予算 8 件についてを、質疑を省略し、一括して討論及び採決を行うことに決定しました。

議案第 17 号から議案第 24 号までの一括して討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」の声あり]

○議長（三谷喜好） 討論なしと認めます。

議案第 17 号から議案第 24 号まで一括して採決を行います。議案第 17 号から議案第 24 号までの 8 件に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立をお願いいたします。

[全員起立]

○議長（三谷喜好） 全員起立です。着席してください。

よって議案第17号から議案第24号までの8件は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第21 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

（説明、質疑、討論、採決）

○議長（三谷喜好） 日程第21、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。提出者の説明を求めます。佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。次の者を人権擁護委員として推薦したいので、議会の意見を求める。令和5年3月16日提出、砥部町長佐川秀紀。住所、伊予郡砥部町川井1291番地。氏名、影浦礼一。生年月日、昭和30年6月20日。提案理由、影浦礼一委員が令和5年6月30日をもって任期満了となるため、その後任の委員を推薦するため提案するものでございます。再任でございます。よろしくお願いをいたします。

○議長（三谷喜好） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（三谷喜好） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（三谷喜好） 討論なしと認めます。

採決を行います。本件は、適任であると答申することに賛成の方は、ご起立をお願いいたします。

〔全員起立〕

○議長（三谷喜好） 全員起立です。着席してください。

よって諮問第1号は、適任であると答申することに決定いたしました。

~~~~~

日程第22 発議第1号 砥部町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について

（討論、採決）

○議長（三谷喜好） 日程第22、発議第1号、砥部町議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてを議題といたします。発議第1号については、去る2月22日開催の本会議において質疑を終了しておりますので、討論及び採決を行います。

討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（三谷喜好） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案は原案のとおり可決することに賛成の方は、ご起立をお願いいたし

ます。

[全員起立]

○議長（三谷喜好） 全員起立です。着席してください。

よって発議第1号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第23 伊予市外二町共有物組合議会議員の選出

○議長（三谷喜好） 日程第23、伊予市外二町共有物組合議会議員の選出を議題といたします。任期満了に伴い当該組合議会議員を選出するため、選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思いますが、これにご異議はございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（三谷喜好） 異議なしと認めます。

よって選挙の方法は、指名推選することに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思いますが、これにご異議はございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（三谷喜好） 異議なしと認めます。

よって議長において指名することに決定しました。

伊予市外二町共有物組合議会議員に、柿本正議員、佐々木公博議員、小西昌博議員、山口元之議員、政岡洋三郎氏、橋本敏彦氏を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名いたしました当選人とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（三谷喜好） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました方が当選されました。柿本正議員、佐々木公博議員、小西昌博議員、山口元之議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。なお、政岡洋三郎氏と橋本敏彦氏については、別途文書をもって告知することにいたしたいと思います。

~~~~~

#### 日程第24 議員派遣

○議長（三谷喜好） 日程第24、議員派遣を議題といたします。

お諮りいたします。団体からの要請等による議会とまちづくりを語る会の派遣期間、派遣場所、派遣議員等については、議長に一任を願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三谷喜好） 異議なしと認めます。

よって議員派遣については、ただいま申し上げましたとおり決定いたしました。

お諮りいたします。各委員長より閉会中の継続調査の申し出がありましたので、議会の運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項については、議会運営委員会に、常任委員会の所管事務等の調査事項については、所管の常任委員会に、特別委員会の調査事項については、特別委員会にそれぞれ付託し、閉会中の継続調査とすることにしたいと思いますが、これにご異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三谷喜好） 異議なしと認めます。

よって各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定をいたしました。

以上で本日の議事日程はすべて終了いたしました。会議を閉じます。町長、挨拶をお願いいたします。佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 閉会にあたり、一言お礼を申し上げます。議員の皆様には、2月22日から本日までの23日間にわたり、連日、終始熱心なご審議を賜り、全議案をご議決、ご承認いただきましたことに対しまして、心から感謝とお礼を申し上げます。ご議決いただきました補正予算、当初予算の執行に際しては、限られた経費の中で最大の効果を得るべく、高いコスト意識を持って臨むとともに、会期中、議員の皆様からいただいたご指摘、ご指導は、今後の町政運営、行政事務遂行に生かしてまいります。さて、今週月曜日、県立学校振興計画案の見直しが発表され、砥部分校の伊予高校への統合は、2027年度まで猶予されることとなりました。この結果は、中川代表をはじめとする存続の会の活動の賜物であるとともに、全議員の後押しを受け、本町がまとめ上げた同校の魅力化推進施策が評価された結果であると思っております。少子化が進む中、定員の倍増を目指すことは簡単なことではありませんが、築き上げてこられた伝統に加え、他にない特色ある教育を展開していくことで、同校が存続し続け、地域の発展に繋がるようしっかりと支援をしてまいりたいというふうに考えております。まずは、県教育委員会の英断に感謝を申し上げますとともに、これまでご尽力いただいた存続の会、そして議員の皆様に深く敬意を表したいと思います。砥部分校の魅力化推進も緒についたばかりではありますが、施政方針で申し上げましたとおり、令和5年度は、後期基本計画の初年度であり、ポストコロナ時代へ向けた飛躍と挑戦の第一歩となります。本町の発展のため、職員とともに全身全霊をかけて取り組んでまいりますので、一層のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げ、閉会のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（三谷喜好） 以上をもって、令和5年第1回砥部町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前10時11分

地方自治法第 123 条の規定により、会議の経過を記載し、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

砥部町議会議長      三   谷   喜   好

砥部町議会議員      高   橋   久   美

砥部町議会議員      日   野   恵   司

# 資 料

# 予算特別委員会 委員名簿

令和5年2月22日

|    | 役 職     | 氏 名       |
|----|---------|-----------|
| 1  | 委 員 長   | 柿 本 正     |
| 2  | 副 委 員 長 | 山 口 元 之   |
| 3  | 委 員     | 高 橋 久 美   |
| 4  | 委 員     | 日 野 恵 司   |
| 5  | 委 員     | 木 下 敬 二 郎 |
| 6  | 委 員     | 原 田 公 夫   |
| 7  | 委 員     | 東 勝 一     |
| 8  | 委 員     | 佐 々 木 公 博 |
| 9  | 委 員     | 小 西 昌 博   |
| 10 | 委 員     | 佐 々 木 隆 雄 |
| 11 | 委 員     | 松 崎 浩 司   |
| 12 | 委 員     | 大 平 弘 子   |
| 13 | 委 員     | 面 岡 利 昌   |
| 14 | 委 員     | 平 岡 文 男   |
| 15 | 委 員     | 三 谷 喜 好   |